

医薬品等の容器包装の識別表示ガイドライン

平成13年4月作成

平成21年8月改訂

日本製薬団体連合会

目 次

1. はじめに	1
2. ガイドライン策定の目的	3
3. 識別表示及び材質表示の基本的考え方	4
4. 識別表示の対象範囲	4
(1) 対象容器包装	4
(2) 対象製品等	5
5. 表示項目と表記方法	5
(1) 識別マークと表示位置	5
(2) 無地の容器包装、表示不可能容器包装の場合	5
(3) 一体容器包装の場合	6
6. 材質表示等の表記方法	8
(1) 材質の表記方法	8
(2) 識別表示とともに一括表示する場合	8
7. 用語の定義	10
(1) 一般廃棄物	10
(2) 容器と包装の区分	11
(3) 容器包装	11
(4) 対象容器包装、対象外容器包装	11
(5) 無地の容器包装	14
(6) 表示不可能容器包装	14
(7) 一体容器包装	14
(8) 同じタイミングで廃棄	14
(9) 使用者	15
別 紙 1. 容器包装の役割名一覧表	18
2. 包装形態別の識別表示例	23
3. 包装形態別の識別表示具体例	36

[参考資料]

容器包装に関する基本的な考え方（平成 18 年 12 月 1 日改正版）	51
ガイドラインQ&A	59
ガイドラインQ&A追補版（日薬連発第 572 号 平成 14 年 9 月 9 日付通知より）	68

1. はじめに
本ガイドラインは平成13年4月に策定いたしました。このたび、下記の理由により、本ガイドラインの内容を見直し、一部改正（・・・：アンダーライン部分）を実施いたしました。

(1) 平成18年9月に「医療用医薬品へのバーコード表示の実施について(薬食安発第0915001号)」の厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知により、新バーコードの表示が義務付けられた。現時点では内用・外用薬の調剤包装単位への表示義務はないが、新コードの表示に備えて、特にPTPシート等では表示スペースを確保するための見直しが必要であること。

(2) 平成18年12月に「容器包装に関する基本的な考え方」が改正(環境省等)され、識別表示対象が明確化され、この内容を反映させることが必要であること。

(3) 識別表示の実施開始(ガイドライン設定)から約8年が経過し、使用者における識別表示(マーク)への認識は定着してきており、よりわかり易い内容(考え方)とするための見直しが必要であること。

(4) 計量用等で商品に添付された容器包装に該当しない^{*}スプーン、カップ、スポイド等の表示例を見直し、修正した(別紙2 包装形態別の識別表示例 表5・表6)。

※：商品に添付された計量スプーン・カップ・スポイド等は商品の一部と判断され、容器包装に該当しない(識別表示の対象外である)。

つきましては、当連合会にご加盟の団体は所属の各事業者が、従来以上に本ガイドラインを遵守し、商品への識別表示の実施等について適切かつ積極的に努められるよう、お願い申し上げます。

ガイドライン策定経緯

平成12年6月、廃棄物の減量やリサイクル促進による循環型社会の実現のため、「循環型社会形成推進基本法」(以下、循環型社会基本法)の制定を初め、環境関連法の改正が行われました。

この「循環型社会基本法」では、廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルの順に対策の優先順位が明示され、事業者にはこれらの対策の役割分担として、製品や容器等の耐久性の向上及び廃棄物となりにくい製品や容器をつくること、廃棄物については自らの責任において、適正に処分すること等の責任が求められています。

また製品、容器等の製造、販売等を行う事業者には、循環資源となったものの引き取り、あるいは適正に循環的な利用を行い使用されて廃棄物となった後までも一定の責任を負わせると言う「拡大生産者責任」の考え方が提示され、その役割義務を果たすことが求められています。

更に「容器包装リサイクル法」が平成12年4月完全施行され、一般家庭から排出される廃棄物のうち、新たに紙製容器包装及びプラスチック製容器包装についても、各家庭でこれらを分別排出し再商品化することが義務付けられました。しかし、これらの容器包装の構成素材には複雑なものが多く、現状では使用者が適正に分別排出することが困難であるため、「資源の有効

な利用の促進に関する法律」(以下、資源有効利用促進法)において、商品の容器包装に予めリサイクルの分別区分のうち、どの区分に該当するかを表す識別表示(マーク)を付すことが義務付けられました。

この識別表示の基本的事項については国内には多数の業種が存在し、政省令で全ての業種に共通する内容を規定することが困難であることから、政省令に盛り込めない細部については、業種ごとにガイドラインを作成するよう行政から要請があり、当連合会では平成12年9月から安全性委員会・PTP等包装検討部会(現・包装問題等検討部会)で検討してまいりました。

平成13年2月には当連合会にご加盟の団体に意見を求め、ここに製薬業界の「医薬品等の容器包装の識別表示ガイドライン」を策定したものであります。

21世紀は「環境の世紀」といわれ、製薬企業としても環境に対する社会的責任が一層強まる中で、循環型社会形成への対応が求められております。

生命に関連するという商品の特殊性は存在するとしても識別表示等には積極的に取り組み、消費者が分別排出に対応し易いよう、商品にリサイクル等に関する情報提供をすることは、法の遵守のみならず、拡大生産者責任を果たすことが出来るものと考えます。

平成21年8月

日本製薬団体連合会

安全性委員会 委員長 高橋 千代美
包装問題等検討部会 部会長 大澤 正總弘

2. ガイドライン策定の目的

平成 11 年 12 月、産業構造審議会廃棄物・リサイクル部会 容器包装リサイクル小委員会において、容器包装識別表示等検討委員会が取り纏めた、識別マークやその表記方法等についての検討報告書が審議され、「識別表示は法制化し、材質表示は事業者の自主的な取り組みが望ましい」として承認された。

一方、平成 12 年 6 月、「再生資源の利用の促進に関する法律」から「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、資源有効利用促進法）と改正された本法律により、明確に容器包装への識別表示が義務付けられることとなった。

この法律に基づき、規格、任意基準及び適合性評価手続きに係わる WTO/TBT 協定の通報手続きを経て、平成 13 年 3 月「資源有効利用促進法施行令」並びに「同省令」が公布された。

この産業構造審議会廃棄物・リサイクル部会 容器包装リサイクル小委員会で報告承認された「事業者又は業界ごとの対応に委ねるものとする」事項については、多くの業種に共通する内容を、これに全て規定することが困難であり、政、省令に盛り込めない細部は業種毎にガイドラインを策定し、業界で統一した方針のもとで運用することを委ねたものである。

したがって、製薬業界としては事業者が独自の判断で実施し、対象製品や表示など識別表示手法の統一性が失われ、使用者が分別排出を行う際に混乱を引起こすことのないよう、各企業は本ガイドラインの遵守に努力いただきたい。

なお策定に当たって、本連合会では次の点に配慮し検討したことを付記しておくので、十分留意されたい。

1. 当連合会が関与している商品のうち、薬事法で規定する医薬品（但し動物用医薬品は除く）、医薬部外品を主たる対象として検討した。又医薬品のうち、一部の容器包装が対象外である医療用医薬品等についても（将来対象とされても）実施可能であることを前提に検討した。
2. 各企業が本ガイドラインで識別表示の実施が十分に出来るよう、例示を含めて分かり易く、かつ必要にして十分なる情報（法律等）を盛り込み活用し易い内容とした。
3. 対象、対象外の不明確である容器包装については、出来る限り対象とし、リサイクルのための識別表示に対しても、法の精神にもとづき使用者が適切な分別排出が出来るよう、製薬業界としては積極的に取り組む方向とした。

以上

3. 識別表示及び材質表示の基本的考え方

(1) 資源有効利用促進法に定められた紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に該当する容器包装に識別表示を行う。

1) 資源有効利用促進法に該当する容器包装とは、家庭系一般廃棄物（以下一般廃棄物と略す：「7. 用語の定義」を参照）になる容器包装（特定容器包装）である。

2) 医療用医薬品の容器包装であって、医療機関等で患者に処方され、患者が家庭に持ち帰り一般廃棄物になる容器包装（PTPシート、SPシート、チューブ、小容量点眼剤等）は資源有効利用促進法に定められた容器包装に該当する。

なお、識別表示の義務に該当しない容器包装に表示する場合は本ガイドラインを準用することが望ましい。

(2) 識別表示は、原則として個々の容器包装に行う。

ただし、無地の容器包装や素材上、構造上その他やむを得ない理由により表示が不可能な容器包装（表示不可能容器包装）で個別表示が困難なものについては、一体容器包装で表示可能な容器包装に部分一括表示又は全体一括表示する。

(3) 一体容器包装に部分一括表示又は全体一括表示する場合には、同じタイミングで廃棄される範囲を考慮し、極力、個別表示が困難な容器包装に最も近い表示可能な容器包装への表示に努めること。（同じタイミングで廃棄：「7. 用語の定義」を参照）

〔例〕個別表示が困難と予想される容器包装：中栓・キャップの包装形態の場合、中栓・キャップには表示が困難であるが、瓶又は瓶ラベルに部分一括表示が可能と考えられる。

(4) プラスチック製容器包装の材質、その他の素材表示については、事業者の判断に委ねるが、容器包装廃棄物の適正処理及び情報開示の観点から使用者の要望に応じて表示することが望ましい。

4. 識別表示の対象範囲

(1) 対象容器包装

原則として、資源有効利用促進法に定められた紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に該当する容器包装に識別表示を行う。識別表示が義務づけられていない容器包装（金属製、ガラス製等）の素材についても表示することが望ましい。

容器包装のうち、輸送梱包は通常、一般家庭の使用者から排出されることはないため、識別表示を要しない。

数個の箱等をまとめて入れる外箱は、ドリンク剤等、外箱単位で一般家庭の使用者に渡される場合には素材、材質に応じて識別表示の対象となる。

(2) 対象製品等

資源有効利用促進法に定められた紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に該当する容器包装、すなわち、一般廃棄物になる容器包装（特定容器及び特定包装）を使用した商品を対象とする。

1) 輸入品への対応

省令に従って下記の通り対応する。

- ① 輸入販売事業者自らが容器包装の素材、構造、デザイン、印刷等の仕様に関して指示できる場合には、国内商品と同様のルールで表示する。
- ② ①以外で、印刷、シール・ラベル等による日本語表示がある容器包装には、日本語表示部分に、構成される全ての容器包装について一括して表示（全体一括表示）する（ただし、表示不可能容器包装の場合には省略することができる）。

2) 試供品、見本等への対応

試供品、見本等については、試供品、見本等専用の容器包装があり、通常の商品と明確に識別できる場合は対象外である。ただし、販売されている商品とほとんど識別ができないものを試供品、見本等と称して配布する場合は識別表示の対象となる。

5. 表示項目と表記方法

(1) 識別マークと表示位置

1) マークの大きさ

省令に従い、表示に使用する識別マークは、印刷では高さ 6mm 以上、刻印・エンボスでは高さ 8mm 以上とし、拡大する場合は相似形とする。

2) デザイン、色調

省令の主旨を勘案して、識別マークは、容器包装全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できる限りにおいて、マークの色、抜き文字、線幅、スリット、フォント等の装飾を施すことは事業者の判断に委ねる。

なお、識別マークのデザインは別添を推奨する。

3) 表示位置

① 包装資材・包装形態によって異なるため、PTP シート及び分包シート以外は指定しないが、目立つ位置に表示する。

② 原則として、PTP シートの場合は裏面に、分包シートの場合は、表面又は裏面のいずれかに 1 シートあたり 1 箇所以上、表示する。

[参考] PTP シートの「錠剤取り出しケアマークの表示個数は任意とする」としている（日薬連発第 380 号 平成 8 年 5 月 10 日）。

したがって、錠剤取り出しケアマークも 1 シートあたり 1 箇所以上、表示すること。

(2) 無地の容器包装、表示不可能容器包装の場合

1) 無地の容器包装への対応（無地容器包装：「7.用語の定義」を参照）

無地の容器包装については、直接の表示を省略できるものとする。

ただし、表示を省略した場合は、表示が可能な他の容器包装に表示する。

この場合、同じタイミングで廃棄される範囲を考慮して、極力、個別表示が困難な容器包装に最も近い表示可能な容器包装への表示に努めること。

2) 表示不可能容器包装への対応（表示不可能容器包装：「7.用語の定義」を参照）

素材上、構造上その他やむを得ない理由により表示が不可能な容器包装に対しては直接の表示は省略できるものとする。

ただし、表示を省略した場合は、5- (2) -1) の無地の容器包装への対応に従う。

(3) 一体容器包装の場合（一体容器包装：「7.用語の定義」を参照）

1) 表示の要件

原則として、対象となる個々の容器包装ごとに識別表示を行う。

ただし、

① 無地の容器包装又は表示不可能容器包装について、識別表示を省略した場合には、一体容器包装等を構成する表示可能な他の容器包装に表示しなければならない。

表示方法は、5- (2) -1) の無地の容器包装への対応に従う。

② 一体容器包装等を構成する容器包装のうち、同じタイミングで廃棄される複数の容器包装が存在する場合には、個々の容器包装への直接の表示は省略できる。

ただし、省略した場合には、同じタイミングで廃棄されるいずれかの容器包装に一括して表示しなければならない。

2) 一括表示の表記

① 表示部を囲む外枠

表示部を囲む外枠の表記は規定しないが、他の表示と紛らわしい場合は、外枠で囲むのが望ましい。表記する場合の線の種類、太さ、色は定めない。

② 役割名

業界として統一名称とし、別紙1に定める役割名を用いる。

定められた役割名以外の名称を使用する場合は、事業者の判断により使用者に分りやすい名称を定め表示する。

③ 表示を付す場所

容器包装で使用される包装資材・包装形態によって異なるため、特に指定はしないが、目立つ位置に表示することを原則とする。

④ 役割名の文字の大きさ

印刷では6ポイント以上、エンボスでは8ポイント以上が適当である。

⑤ 添付文書への一括表示

原則的に添付文書に一括表示はしない。

ただし、無地の容器包装、表示不可能容器包装で容器包装に表示できない場合は、薬事法第52条に記載の添付文書の末尾に一括表示する。

⑥ 併記する識別マークの相対的大きさ

省令に定められている大きさ以上であれば事業者の判断に委ね、特に定めない。

- ⑦ 識別表示が義務付けられていない容器包装が含まれている場合の情報提供の方法
識別表示が義務付けられていない容器包装（ガラス瓶、段ボール等）が含まれている場合、紙製及びプラスチック製のものは識別マークと役割名を表示する。
表示が義務付けられていない容器包装は、文字にて素材を表示することが望ましい。

〔表示例 1〕

アルミニウムチューブ包装の場合

チューブ（直接印刷又はラベル等）に下記のように表示する。



〔表示例 2〕

材質がアルミニウム、PE、PET で構成された SP、スティック包装等で、PE と PET の合計重量よりアルミニウムの方が重たい場合

SP、スティック包装等に下記のように表示する。

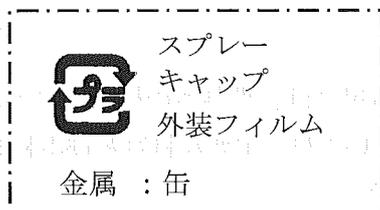


- ⑧ 識別表示を一括して表示できる容器包装が、識別表示が義務付けられていない容器包装に限定される場合の対応
個々に識別表示ができず、表示可能な容器包装が識別表示の義務付けられていない容器包装であっても、その容器包装に一括表示することが望ましい。

〔表示例〕

金属容器を使用した噴霧剤（スプレー*1、キャップが分離でき、容器がラッピングされている）の場合

缶（容器）に直接印刷又はラベル等で下記のように表示する。



*1：スプレーが缶（容器）から分離困難な場合は容器の一部とみなす。

6. 材質表示等の表記方法

(1) 材質の表記方法

プラスチック製容器包装への材質、素材表示は任意とする。

材質、素材表示については、事業者の判断に委ねるが、容器包装廃棄物の適正処理及び情報開示の観点から使用者の要望に応じてプラスチック製容器包装については、材質、素材を表示することが望ましい。

プラスチック製容器包装以外の素材の表記は、ガラス、金属、段ボール等を用いる。

材質、素材を表記する場合は、文字又は JIS K 6899-1 : 2006 (ISO 1043-1 : 2001) で定められている記号で行う。

プラスチックの表記記号例 [JIS K 6899-1 : 2006 (ISO 1043-1 : 2001)]

材 料 (樹脂) 名	略 語
アクリロニトリル-ブタジエン-スチレン <u>プラスチック</u>	ABS
シクロオレフィンコポリマー	<u>COC</u>
<u>エポキシド, エポキシ樹脂</u>	<u>EP</u>
エチレン-酢酸ビニル <u>プラスチック</u>	EVAC
エチレン-ビニルアルコール <u>プラスチック</u>	EVOH
ポリアミド	PA
ポリアクリロニトリル	<u>PAN</u>
ポリブチレンテレフタレート	PBT
ポリカーボネート	PC
<u>ポリクロロトリフルオロエチレン</u>	<u>PCTFE</u>
ポリエチレン	PE
ポリエチレンテレフタレート	PET
<u>ポリ (4-メチルペンタ-1-エン), (ポリメチルペンテン)</u>	PMP
ポリプロピレン	PP
ポリスチレン	PS
<u>ポリウレタン</u>	<u>PUR</u>
<u>ポリビニルアルコール</u>	<u>PVAL</u>
ポリ塩化ビニル	PVC
ポリ塩化ビニリデン	PVDC
<u>スチレン-アクリロニトリル <u>プラスチック</u></u>	SAN

(2) 識別表示とともに一括表示する場合

識別表示と材質、素材を一括して表示する場合は、役割名の横に印 (:) を付し材質、素材を表示する。複合材質及び複合素材については、主要な材質及び素材を含めて2つ以上を表記し、主要な材質又は素材に下線を付す。

複合材質等の材質又は素材表記は、通常、重量比率の多い順に記載するが、外観的に目立つ材質がある場合は重量比の少ない材質であっても優先的に表記し、使用者が分別理由を理解し易くすることが望ましい。

[表示例 1]

金属容器を使用した噴霧剤（スプレー、キャップが分離でき、容器がラッピングされている）の場合

缶（容器）に直接印刷又はラベル等で下記のように表示する。

 スプレー：PP キャップ：PE 外装フィルム：PP, PE 金属：缶	金属 缶  スプレー：PP キャップ：PE 外装フィルム：PP, PE
--	---

[表示例 2]

外観上目立つアルミ箔（アルミ蒸着）を含んだ複合材質は、アルミの重量比が少ない場合でもアルミ（金属）を表示した方が分別理由を理解・判断しやすい。

重量比の多い順番が PE, PET, 金属（アルミ）の複合材質の場合

① 重量比の多い順に 2 つの素材を表示した場合

 袋：PE, PET
--

↓ 望ましい

② 分別対象となる主たる素材と外観的に目立つ素材の 2 つを表示した場合

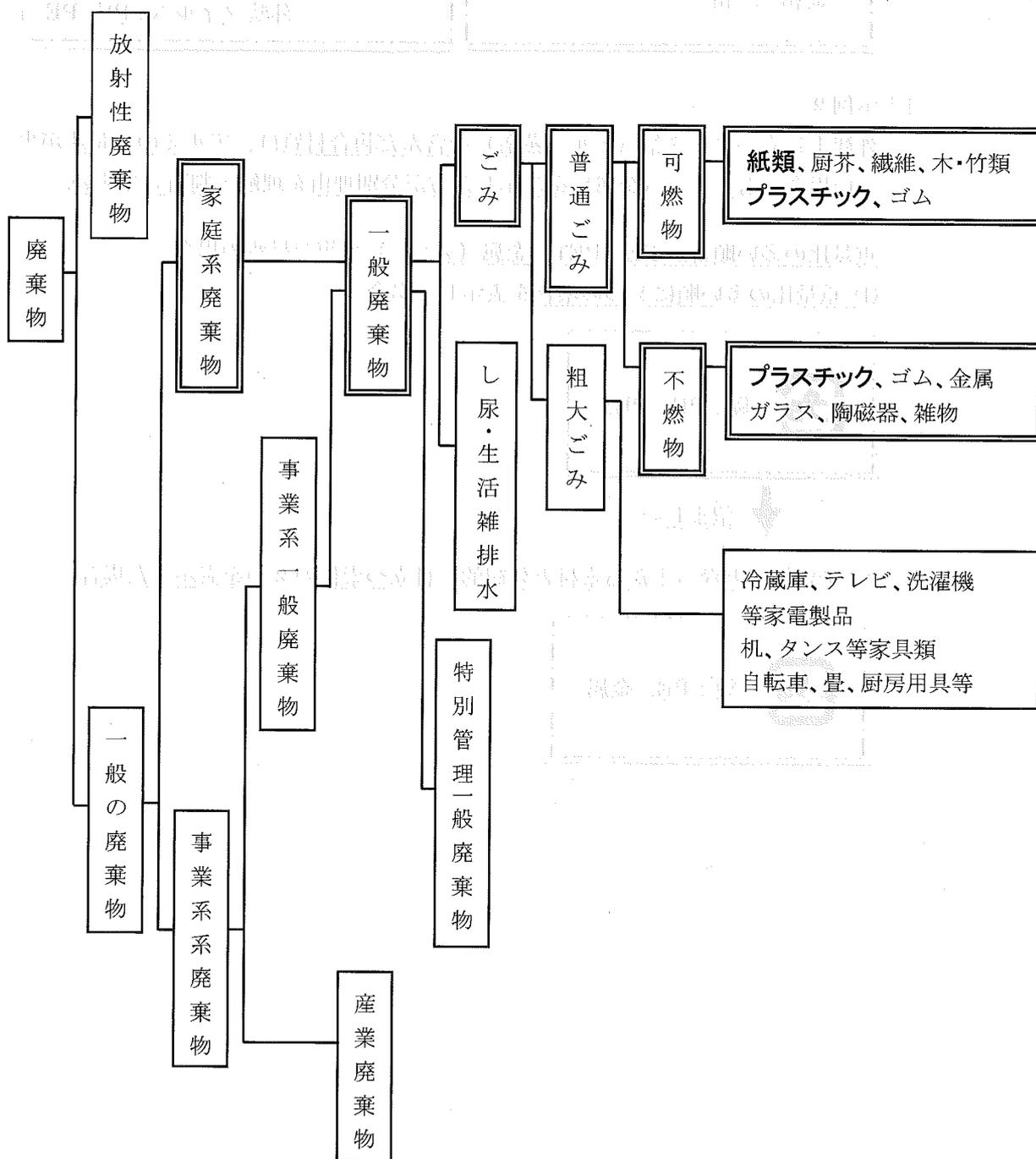
 袋：PE, 金属

7. 用語の定義

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、一般廃棄物には家庭系一般廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物）と事業系一般廃棄物があるが、法でいう一般廃棄物とは、市町村が収集する家庭系一般廃棄物であり、事業系一般廃棄物は含まれない。したがって、識別表示の対象は家庭系一般廃棄物の紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に該当するものである。

下図の二重線枠の部分で、太字の紙製・プラスチック製容器包装が識別表示の対象である。



(2) 容器と包装の区分

容器とは商品を入れるもの（袋もこれに含まれる）、包装とは商品を包むものである。法では、一定の形状を有する場合には、容器、それ以外の場合には包装としている。複合素材で紙、プラスチック以外を含む場合はその重量比で識別表示の対象又は対象外となる（参考資料：平成 11 年 12 月 6 日付「法施行に当たって必要な運用解釈について」通商産業省）。

(3) 容器包装

識別表示の対象となる容器包装とは、商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

(4) 対象容器包装、対象外容器包装

対象となる「容器包装」は、「商品の容器及び包装であって、当該商品が消費され、又は当該商品と分離された場合に不要となるもの」と規定されている。

また、これらの容器包装を「特定容器」あるいは「特定包装」と呼ぶ。

具体的には、医薬品では医薬品を収納した瓶、キャップ、PTP シート、SP シート、チューブ及びこれらを収納している箱や箱に施したシュリンクフィルム、ラッピングフィルム等が対象となる。

ただし、事業者には再商品化の義務が具体的に発生する容器包装は、市町村が実際に分別回収を行うものについてのみである。

市町村が分別回収した段階で有価物となるものについては、市場で自律的に取引されるものとして、事業者に対する再商品化の義務は課せられない。段ボール、飲料用のスチール缶やアルミ缶、牛乳パックがこれにあたり、識別表示の対象外である。

対象容器包装、対象外容器包装の詳細は次表のとおりである。

対象容器包装	対象外容器包装
（1）医薬品	（1）医薬品
（2）化粧品	（2）化粧品
（3）食品	（3）食品
（4）飲料	（4）飲料
（5）洗剤	（5）洗剤
（6）その他	（6）その他

1) 対象容器包装

<p>① 商品が消費された場合不要となる容器包装</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・瓶、キャップ、分包袋、箱、チューブ、点眼剤等の携帯袋（ケース）等 ・アンプル、シリンジ、点眼剤等の遮光袋等
<p>② 通常の使用において中身の商品と分離された場合に不要となる容器包装</p>		<p>製品の箱（紙箱、個装箱、化粧箱）、箱のシュリンクフィルム*1、ラッピングフィルム*1、ドリンク剤等のまとめ箱（外箱）、集積包装、ケース等</p>
<p>③ 商品の付属品（商品の一部と解されるもの）の容器包装</p>		<p>計量カップ、スプーン、スポイド等の袋等 （計量カップ、スプーン、スポイドそのものは商品の付属品であり対象外）</p>
<p>④ 社会通念上、容器包装と概ね判断されるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・容器の栓、ふた、中ぶた、キャップ、<u>シール状のふた等、他の部分と一体となって商品を保護する機能を有するもの</u> ・<u>中仕切り、台紙等、他の部分と一体となって商品を保護又は固定する機能を有するもの</u> ・商品を保護又は固定するために加工されているもの ・立方体状、板状であって、商品を保護又は固定するために紙箱、段ボール箱等と一体として使用され、容器の形状を構成しているもの ・シート、フィルム状等の柔らかいもので商品を包んでいると解されるもの ・ネット状のもの 	<p>容器の口シール、噴霧容器のスプレー・ポンプ・オーバーキャップ・ノズル部分、ブリスターパックの台紙、アンプル・チューブ等のトレイ（ホルダー）、バイアル等の中仕切り、台紙、遮光紙等</p> <p><u>瓶内に装てんしたプラスチックフィルム・成形品等の緩衝材、発泡スチロール製又は紙製の緩衝材等</u></p> <p>シュリンクフィルム、ラッピングフィルム等</p> <p><u>（ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器の面積となる。）</u></p>

*1：シュリンクフィルム、ラッピングフィルム等で商品全体を包むのに要する最低面積の50%を越えているもの（50%以下の場合には対象外である）。

2) 対象外容器包装

①	社会通念上、容器包装と概ね判断されないもの	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装とは物理的に分離されて使用されており、当該容器と一体となって物を入れ、又は包んでいるとは考えにくいもの 比較的小型のものが、多数段ボール箱等に詰められることにより、商品との空間を埋めているもの 	<p>結束バンド(被結束物の表面積の50%未満を結束*2)等</p> <p>発泡スチロールのチップ等</p>
②	容器包装でないもの(物を入れても包んでもいないもの)		<p>ラベル*3、ステッカー、シール、封緘テープ等のテープ類(リードテープ)、ひも、バンド*4、添付文書、説明書、患者向けお知らせカード、POPシール、禁注射用等の添付ラベル、ゴムバンド等</p> <p>貼付剤の基材(不織布)・ライナー(薬剤を被うフィルム)等</p>
③	商品以外のものに付された容器包装		<p>治験薬、試供品(サンプル)、製剤見本等*5、臨床試用医薬品、乾燥剤・脱酸素剤等を直接入れた包装紙及び袋等、おまけの包装、景品の容器等</p>
④	商品の <u>一部</u> であるため消費又は分離されることが想定されないもの		<p>計量カップ、計量スプーン、スポイド、塗布筆等</p> <p>(商品そのものの一部である)</p>

*2: 被結束物の表面積の50%以上を被っている場合は識別表示の対象になる

*3: ラベル等で瓶、箱等の表面積の50%以上を被っているものは識別表示の対象になる。

ただし、容易に分離できないラベルは当該容器と一体とみなし、対象外となる。

なお、シュリンクラベル、旗巻きラベル等容器から容易に分離できる部分がある場合は、識別表示の対象になる。

*4: テープ類、ひも、バンドで包んでいると認識されるもの及び袋の口を留めている等、ふたの役割をしているものは識別表示の対象になる。

*5: 試供品、見本等については、試供品、見本等専用の容器包装があり、通常の商品と明確に識別できる場合は対象外として扱ってよい。

ただし、販売されている商品とほとんど識別ができないものを試供品、見本等と称して配布する場合は識別表示の対象となる。

(5) 無地の容器包装

無地の容器包装とは、容器包装の製造・利用及び輸入販売段階で、印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが施されないもので、容器包装の製造段階において刻印・エンボスが可能な成形工程を有さない容器包装を指す。

1) 印刷

印刷とは、一般に原稿に従って版を作り、これにインキを塗布し、圧力を加えて版の画面線部を紙その他の面に移す技術（スタンプは印刷に含まれる）。

注）製造番号・使用期限等の印字は印刷に含めない。

単色による全面着色（色無地）や機能付与（遮光性付与，変質防止）のためのコーティングは印刷に含めない。

樹脂への着色は、顔料を樹脂に練り込んだものであり、印刷に含めない。

2) 刻印・エンボス

刻印・エンボスとは、紙・プラスチックなどの表面に凹凸の文字や模様、絵柄を付与する技術。

3) シール、ラベル

ラベルには、紙だけのもの、ガムラベル（接着紙を水で活性化させて貼るもの）、感熱ラベル（接着紙を熱で活性化させて貼るもの）、粘着ラベル（接着紙を加圧によって貼るもの）等がある。シールは粘着ラベルに該当する。

4) 成形工程

成形工程とは、射出成形、ブロー成形、真空成形、圧空成形、圧縮成形等の工程を指す。インフレーション成形、カレンダー加工、切断加工、打抜き加工、折り曲げ加工、罫線加工、熱溶着等の工程では識別マークの刻印・エンボス加工ができないため、刻印・エンボス加工が可能な工程には含めない。

(6) 表示不可能容器包装

表示不可能容器包装とは、その表面に印刷し、ラベルを貼り又は刻印することにより表示をすることが、素材上、構造上その他やむを得ない理由により不可能な容器包装をいう。

(7) 一体容器包装

1) 一体容器包装とは、直接の容器包装（内袋）、外装袋・フィルム、箱、外箱のように容器包装が二重以上重なっているもの。

2) 一体容器包装等とは、一体の容器包装と複数パーツからなる容器包装の総称。

3) 複数パーツからなる容器包装とは、容器本体、ノズル、キャップ等の複数のパーツから構成される容器包装であり、ボトル状、筒状、袋状、チューブ状等の形態を持つもの。

(8) 同じタイミングで廃棄

同じタイミングで廃棄される場合とは、ほぼ同時期に容器包装が廃棄されることを意味するものであり、以下の事例を参考にして判断する。

1) 瓶・中栓・キャップからなる容器包装及びシリンジのように複数パーツからなる容器包装は、各パーツが組合わさった状態で機能するものであり、瓶包装の瓶・中栓・キャッ

プ及びシリンジの筒（バレル）・プランジャー・フランジ・ガスケット等のパーツは、同じタイミングで廃棄されるものと判断できる。（一括して識別マークを表示できるものとする）

- 2) 箱に複数の分包品等が収納されている場合は、分包品の容器包装と箱は同じタイミングで廃棄されるとは判断できない。（原則として識別マークの一括表示は不可とする）
- 3) 1個の箱に1個の容器が収納されている場合でも、その容器に複数回にわたって服用される製剤が入れられている製品については、箱と容器は同じタイミングで廃棄されると判断できない。（原則として識別マークの一括表示は不可とする）

一般的に次のような場合があると考えられ、これらを判断の目安とする。

i) 使用者が医薬品を購入して（調剤してもらって）から、使用開始（使用前、箱を開封）する時の廃棄

・製品1本に1つの箱を使用しているドリンク剤等、1回で服用してしまうものは、瓶、キャップ、箱が同じタイミングで廃棄されると判断できる。

なお、複数回で服用する分包製品、瓶包装製品等の分包又は瓶と箱は同じタイミングで廃棄されるとは判断できない。

ii) 使い切った後（服用後）の廃棄

・点眼剤包装の場合、薬剤を使い切った後、容器、中栓、キャップは同じタイミングで廃棄されると判断できる。

・噴霧剤等のスプレー又はポンプとボタン等は容器と同じタイミングで廃棄されると判断できる。

(9) 使用者

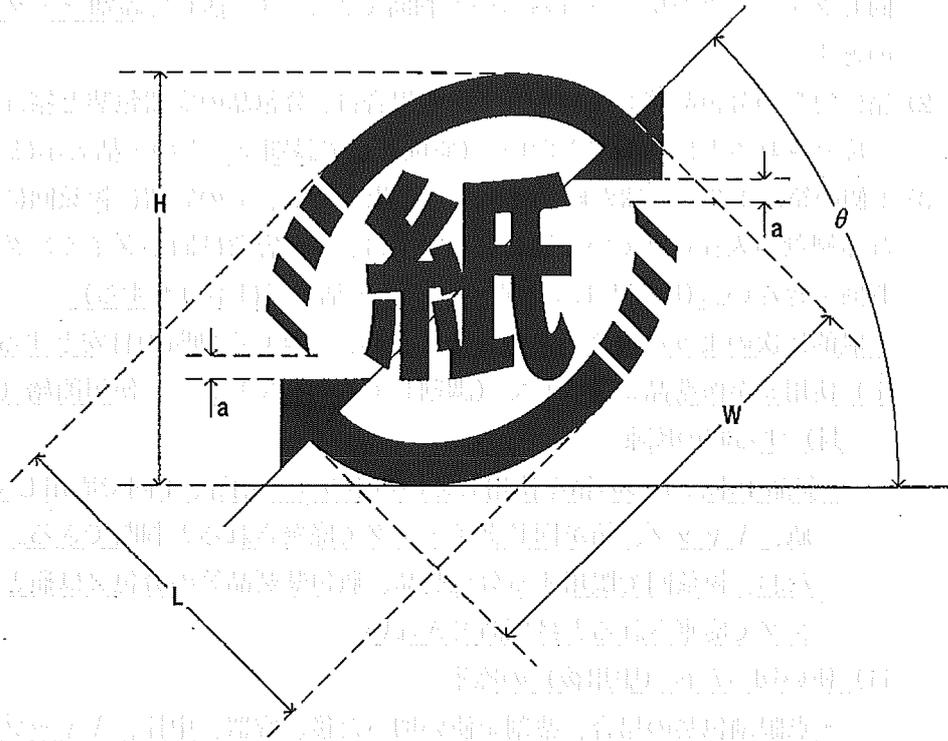
本ガイドラインにおける「使用者」とは、一般家庭及び医療機関等における医薬品等の使用者（医薬品等の容器包装排出者）を指す。

資源有効利用促進法における識別（マーク）表示義務の対象となる容器包装は、一般家庭から排出される紙製容器包装及びプラスチック製容器包装であるが、本ガイドライン（3-（1）-2）等）では「識別表示の義務に該当しない容器包装に表示する場合は本ガイドラインを準用することが望ましい」としていることから本ガイドラインでの「使用者」は、一般家庭及び医療機関等における医薬品等の使用者（医薬品等の容器包装排出者）を指している。

以上

紙製容器包装用識別表示マーク

・高さ8^m/m以上で使用のマーク



・高さ20^m/mで使用のマーク



・高さ20^m/mで使用のマーク



・高さ7^m/mで使用のマーク

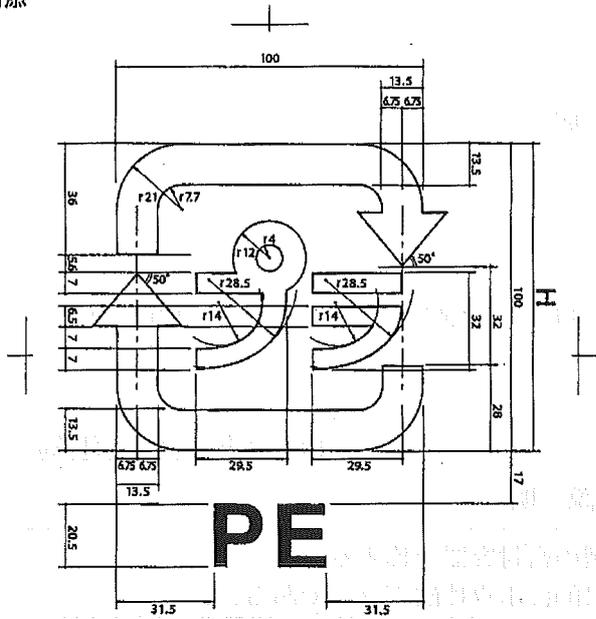


・高さ6^m/mで使用のマーク

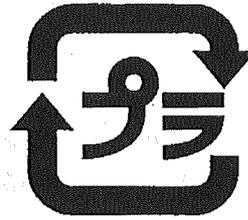
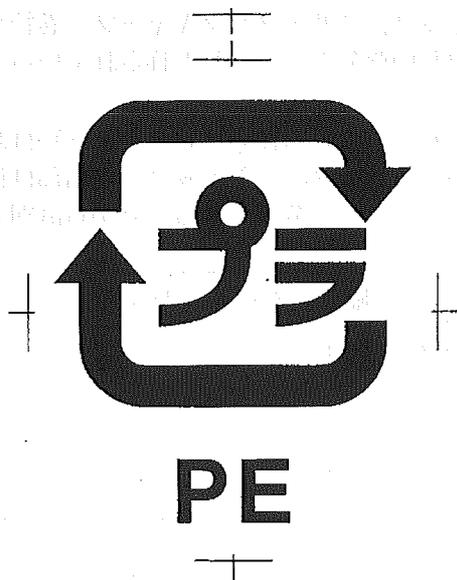
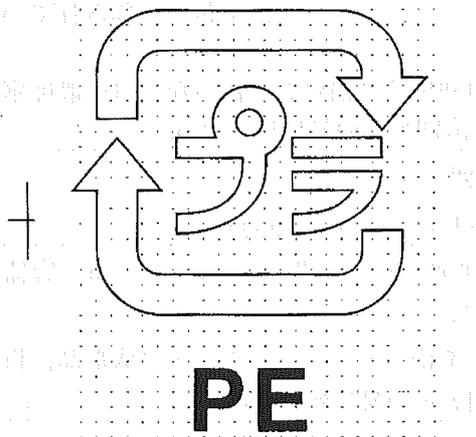


プラスチック製容器包装識別表示マーク

別添



使用書体/ Helvetica Bold
 H: 高さ (印刷の場合 6 m/m以上、刻印・エンボスの場合 8 m/m以上)



PE

<H=30m/m>



PE

<H=30m/m>



PE

<H=20m/m>



PE

<H=20m/m>



PE

<H=8m/m>



PE

<H=8m/m>



PE

<H=8m/m>



PE

<H=8m/m>



PE

<H=6m/m>



PE

<H=6m/m>



PE

<H=6m/m>



PE

<H=6m/m>

容器包装の役割名一覧表

容器包装等の役割名を以下のとおり定める。

以下の役割名に該当しない容器包装がある場合は、以下の役割名に準じて使用者が理解し易い役割名を表示すること。

平成 21 年 8 月：一部改訂

No.	役割名	名称の説明
1	アンプル	ガラス，プラスチック製の密封容器を称する。 〔ガラスアンプルは一般的にホウ珪酸ガラスである。〕
2	外装フィルム (内装フィルム)	瓶・個装箱等の外側のシュリンク・ラッピングフィルム及び個装箱の集積用・纏め包装用フィルムを含めて称する。 〔瓶・個装箱等、複数の容器包装にフィルムを使用して、これらを一括表示する場合は内装、外装を記載して区分する。〕 例： シュリンク，オーバラップ，ラッピング，上包等と称されているもの。 注) 個装箱の集積用・纏め包装用等で消費者に渡らない（一般廃棄物にならない）場合は、識別表示の対象外となる。
3	缶	金属製・プラスチック製等の容器を称する。 (スプレー缶・ボンベ等と称されているものを含む)
4	緩衝材	内容物・瓶（容器）等の破損・変形を防止，保護するために瓶・容器の外装に施した緩衝材等を称する。 例： プラスチックの発泡体・発泡シート，プラスチック成形品，板紙等。（段ボールは識別表示の対象外である）
5	キャップ (ふた，栓)	瓶，ボトル，チューブ，バイアル等の容器の蓋・栓体を称する。 例： 金属キャップ，プラキャップ，フリップオフキャップ，巻絞めキャップ及びシリンジ包装の筒先キャップ等と称されているもの。 注) プルティアキャップ（アルミ製のゴム栓のプロテクター）は識別表示の対象外であるが、フリップオフキャップの樹脂部は使用時に巻締め部（アルミ）と容易に分離できることから識別表示の対象となる。
6	キャップシール	キャップ部にシュリンクフィルム等で施したシールを称する。
7	携帯袋，遮光袋 保管袋 携帯ケース 遮光ケース 保管ケース	携帯・遮光・保管用の袋・ケース等を称する。
8	ゴム栓	瓶口等に付するゴム製の蓋・栓を称する。

No.	役割名	名称の説明
9	シート	錠剤・カプセル剤の SP シート，ストリップ包装等を称する。 注) 顆粒・散剤の SP シート，ストリップ包装及びスティック包装，HS 包装，PF 包装と称されているものの役割名は「分包」と称する。
10	遮光紙	遮光のためにトレイ等の上面に貼付あるいは被せたものを称する。
11	シリンジ	下記の①～⑤等の部品で構成されているものを称する。 これらは一般的に同時に廃棄されるものと判断される。 ① 外筒：薬液等が充填されたシリンジの筒，バレルと称されているもの。 ② プランジャー：シリンジの薬液等を押し出す棒，押し子と称されているもの。 ③ フランジ：シリンジの筒（バレル）の底部の鏝状の部品。 ④ フィンガーグリップ：シリンジを指で保持するために外筒の底部に装着された部品。 ⑤ ガasket：シリンジに充填された薬液等が漏れないように外筒（バレル）内に装着された栓で、プランジャーストッパー等と称されているもの。
12	スプーン袋 スポイト袋 カップ袋	計量用等に添付したスプーン，スポイト，カップ等の袋，包装紙を称する。 注) <u>スプーン，スポイト，カップ等の添付品そのものは、商品の一部であり識別表示の対象外である。</u>
13	スプレー ポンプ	スプレー，ポンプはボタン等との分離が困難であり、同時に廃棄されると判断されるので、ボタン等を含めてスプレーまたはポンプと称する。 注) 容器本体と分離が困難な場合は、容器本体の一部とみなす。 スプレー：霧状・微粉末状での吐出装置 ポンプ：液・粘稠状での吐出装置
14	成形シート	薬剤等の収納部を成形して収納部をアルミ箔・プラスチック・紙等でシールまたは蓋をする容器包装を称する。 PTP シート，ブリストアシート，坐剤コンテナ等と称されているもの。 例：（輸液バッグ，シリンジ包装等の成型シートも含まれる）
15	台紙	成形シートと比較的容易に分離可能な蓋材及び台紙を称する。 例：蓋，台紙等と称されているもの。 シリンジ包装，輸液バッグ包装等の成形シートの蓋・台紙。

No.	役割名	名称の説明
16	チューブ	<p>加圧・絞出し型の筒状容器を称する。</p> <p>例： アルミチューブ，プラスチックチューブ，ラミネートチューブ等と称されているもの。</p>
17	詰め物	<p>内容物の保護または固定するために、容器包装内に充填する緩衝材・詰め物を称する。</p> <p>例： 瓶内緩衝材，薬剤保護用フィルム，クッション材，パッキン，綿（コットン），PEフィルム等と称されているもの。</p>
18	吊り具	<p>点滴時に使用する懸垂具，フック等を称する。</p> <p>1 細いリブ状（ネット状）の懸垂具であっても懸垂具の機能・形状から商品（バイアル等）を入れていと解される。 （ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器の面積となる。）</p> <p>2 懸垂具をシュリンクフィルムで固定する形態のものについては、シュリンクフィルムを含めて吊り具とする。</p>
19	塗布栓	<p>外用液剤等の塗布栓を称する。</p> <p>例： 塗布栓，スポンジ栓等と称されているもの。</p>
20	トレイ	<p>容器包装の保護や容器包装を纏めて収納するための蓋のない器を称する。</p> <p>例： チューブ（アンプル・バイアル）ホルダー チューブ（アンプル・バイアル）ベッド ロンドレーション，波形保護材等と称されているもの。 〔分包・スティック包装等の集積用トレイも含まれる。〕</p>
21	中仕切り	<p>直接容器の保護や容器包装への収納性向上および計数管理等を容易にするための仕切りで、箱と分離しているものを称する。</p> <p>例： 仕切り（板），中枠等と称されているもの。</p> <p>注） 箱と一体型のものは箱に含まれる。</p>
22	中栓 中ぶた	<p>瓶口（缶口）に装着するキャップの内側の蓋・栓等を称する。</p> <p>例： 中ぶた，中栓，ノズル等と称されているもの。</p>
23	箱 <u>（内箱，外箱）</u>	<p>販売・商品単位の箱及び集積・纏め包装用等の箱を称する。 材質の異なる箱で一体容器包装の場合の一括表示は、それぞれ内箱，外箱と記載して区分する。</p> <p>例： 個装箱，個装ケース，化粧箱，組箱，中箱，カートンケース，カートン，紙ケース，紙器，集積箱，纏め箱，大入箱等と称されているもの。</p>

No.	役割名	名称の説明
24	パッキン	キャップの内面等に密閉性・気密性を高めるために装着するクッション材、環境調整剤（乾燥剤等）を装てんするために装着する成形品等を称する。
25	バッグ	点滴用の薬剤・溶解液の容器等で、プラスチック製軟包材からなる袋状のものを称する。
26	バンド	結束・集積用等のバンドを称する。 例： 結束用ゴムバンド，紙バンド，シュリンクバンド，バンディングテープ等と称されているもの。 注) バンドした容器包装の表面積の 50%以上を覆う場合は、識別表示の対象になる。(50%未満は対象外)
27	瓶 ボトル	ガラス・プラスチック製の容器で、キャップ・栓体と組合せて使用されるものを称する。 例： 瓶，ボトル，ジャー，バイアル等と称されているもの。
28	瓶口シール 缶口シール	瓶（缶）の口部を塞ぐために施したシールを称する。 例： インナーシール，口天シール等と称されているもの。
29	袋 (内袋，外袋)	成形シート，分包あるいは薬剤等を収納する袋を称する。 材質の異なる袋で一体容器包装の場合の一括表示は、それぞれ内袋，外袋と記載して区分する。 例： 3方・4方シール袋，ガセット袋，ピロー袋，ラップ，アルミラップ等と称されているもの。
30	分包	顆粒・散剤の SP シート，ストリップ包装及びスティック包装，HS 包装，PF 包装等を称する。 注) 錠剤・カプセル剤等の SP シートの役割名は「シート」と称する。
31	ラベル	容器包装に貼付する品名，製造番号，組成，注意書き等を表示したものを称する。 注) 1 ラベルを付した容器包装と分離が困難な場合は、当該容器包装の一部とみなし対象外とする。 なお、ミシン線等で容易に分離できる部分がある場合は、その部分を対象に識別表示する。 2 シュリンクラベル等で容器包装の表面積の 50%以上を覆っている場合は識別表示の対象となる。

以下の容器包装等は識別表示の対象外であるが、参考事項として記載した。

No.	役割名	名称の説明
1	カバーフィルム	貼付剤の表面に施したカバー（保護）フィルムを称する。 （日本薬局方ではライナーと称されている） 例： カバーフィルム，薬剤保護用フィルム，プラシート等と称されているもの。 注） <u>カバーフィルムは商品の一部と判断されるので、識別表示の対象外である。</u>
2	乾燥剤 脱酸素剤 脱臭剤	製品の品質を確保するための環境調整剤を称する。 注） 乾燥剤等に付された袋・紙包みは乾燥剤等そのものであると判断されるので、識別表示の対象外である。
3	梱包箱	輸送用の梱包箱を称する。 例： 輸送用段ボール箱，梱包箱，輸送ケース，梱包ケース，元梱，外装段ボール箱等と称されているもの
4	梱包箱テープ	輸送梱包箱の封緘テープを称する。 例： ガムテープ，粘着テープ，クラフトテープ，梱包テープ等と称されているもの
5	梱包箱ラベル	輸送梱包箱の表示ラベルを称する 例： ラベル，内容明細ラベル，段ボールステッカー，ペーパー等と称されているもの
6	シールテープ	缶本体と蓋の接合部に施す封緘・シールテープを称する
7	スプーン スポイト カップ	計量用等に添付したスプーン，スポイト，カップ等を称する。 注） スプーン，スポイト，カップ等の添付品は <u>商品の一部と判断される</u> ので識別表示の対象外であるが、これらを収納した袋・包みは対象になる。
8	添付文書	添付文書，能書，使用説明書・溶解方法説明書等の各種説明書，パンフレット，ステッカー等と称されているもの。
9	封シール	個装箱等の封緘用テープ，フィルム，シール等を称する。 例： 封緘用，セロ（OPP・PET）テープ封，タックシール，シール封封緘テープ，ロブセンサーテープ，封緘ラベル等と称されているもの。

別紙 2

包装形態別の識別表示例

表 1. PTP, 坐剤コンテナ及びブリスター包装等の識別表示例

平成13年4月, 平成21年8月: 一部改訂

包装形態	容器包装等	役割名	材質構成例	主たる材質	表示	備考
PTP等包装	PTPシート	成型シート	AL+PVC/AL+PVC	金属*1	○	<p>《表示欄の記号説明》</p> <p>◎: 印刷(又は刻印)が可能な場合は直接表示する。無地あるいは表示が不可能な場合には一括又は部分一括表示する。</p> <p>○: 対象外であるが、通知およびガイドラインに基づいて材質表示することが望ましい。</p> <p>—: 対象外(表示不要)</p> <p>注1) 各容器包装が同時に廃棄される場合は一括表示を可とし、個々の表示は省略できる。</p> <p>注2) 外箱までは原則として表示する。但し、外装フィルム或いは外箱のまま消費者に渡る可能性のない場合は対象外である。</p> <p>*1: 複合素材で紙、プラスチック以外を含む場合はその重量比(重い素材に下線を附す)で識別表示の対象又は対象外となる。(参考資料: 平成11年12月6日付「法施行に当たって必要な運用解釈について」/ 通商産業省)</p> <p>*2: 全体の50%以上を覆う場合は材質に応じて対象となる。ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器の面積となる。但し、本体と分離困難な場合は一体とみなす。</p> <p>*3: 乾燥剤、脱酸素剤、脱臭剤等は記載しない。</p>
			PVC/AL+PVC	プラ(PVC)*1	◎	
			OPP+CPP/CPP	プラ(PP)	◎	
	ブリスターシート	成型シート	PP+AL+PE/PP+AL+PE	金属*1	○	
			紙+CPP/CPP	紙	◎	
			OPP+CPP/OPP+CPP	プラ(PP)	◎	
	坐剤コンテナ	成型シート	AL+PVC/AL+PVC	金属*1	○	
			PVC/AL+PVC	プラ(PVC)*1	◎	
			OPP+CPP/CPP	プラ(PP)	◎	
	ピロー(袋)	袋	PET+PE+AL+PE	プラ(PE)*1	◎	
			OPP+CPP	プラ(PP)	◎	
			セロハン+PE	セロハン*1	○	
	個装箱	箱		紙	◎	
				ダンボール	○	
	ラッピングフィルム(オーバーラップ)	外装フィルム	PET+PE+OPP+CPP	プラ(PP)	◎	
			セロハン+PE	セロハン*1	○	
	外箱	外箱		紙	◎	
				ダンボール	○	
	バンド	バンド	OPP+CPP	プラ(PP)	—*2	
			紙+PE	紙		
セロハン+PE			セロハン*1			
ラベル	ラベル	紙+PE	プラ(PE)	—*2		
		紙+AL	紙*1			
			プラ(PP, PVC, PE, PET)			
			紙			
乾燥剤等※3						
添付文書						
封シール(封緘)						
輸送梱包						
輸送梱包ラベル						
輸送梱包用テープ						

材質構成欄の記号 /: 表包装材質/裏包装材質, +: 複合材質(ラミネート)

AL: アルミニウム, プラ: プラスチック

別紙 2

包装形態別の識別表示例

表 2. 分包, SP包装及びスティック包装等の識別表示例

平成13年4月, 平成21年8月: 一部改訂

包装形態	容器包装等	役割名	材質構成例	主たる材質	表示	備考	
分包等包装	分包	分包	PP+AL+PE/PP+AL+PE	プラ (PE)*1	◎	《表示欄の記号説明》 ◎: 印刷 (又は刻印) が可能な場合は直接表示する。 無地あるいは表示が不可能な場合には一括又は部分一括表示する。 ○: 対象外であるが、通知およびガイドラインに基づいて材質表示することが望ましい。 -: 対象外 (表示不要) 注1) 各容器包装が同時に廃棄される場合は一括表示を可とし、個々の表示は省略できる。 注2) 外箱までは原則として表示する。 但し、外装フィルム或いは外箱のまま消費者に渡る可能性のない場合は対象外である。 *1: 複合素材で紙、プラスチック以外を含む場合はその重量比(重い素材に下線を附す)で識別表示の対象又は対象外となる。(参考資料: 平成11年12月6日付「法施行に当たって必要な運用解釈について」/ 通商産業省) *2: 全体の50%以上を覆う場合は材質に応じて対象となる。 ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器の面積となる。 但し、本体と分離困難な場合は容器の一部とみなす。 *3: 箱と一体型の場合は箱に含まれる (表示は不要)。	
			紙+CPP/CPP	紙	◎		
			OPP+CPP/OPP+CPP	プラ (PP)	◎		
	SP (錠剤・カプセル剤等)	シート	シート	PP+AL+PE/PP+AL+PE	金属*1		○
				セロハン+AL+PE/セロハン+PE	プラ (PE)*1		◎
				PET+PE/PET+PE	プラ (PET)		◎
	スティック	分包	分包	PP+AL+PE/PP+AL+PE	プラ (PE)*1		◎
				紙+CPP/CPP	紙		◎
				OPP+CPP/OPP+CPP	プラ (PP)		◎
	ピロー (袋)	袋	袋	PET+PE+AL+PE	プラ (PE)*1		◎
				OPP+CPP	プラ (PP)		◎
				セロハン+PE	セロハン*1		○
	トレイ	トレイ	トレイ		プラ (PVC, PE, PP, PET)		◎
	中仕切り	中仕切り*3	中仕切り		紙		◎
					紙		◎
					ダンボール		○
	個装箱	箱	箱		紙		◎
					ダンボール		○
					紙		◎
	ラッピングフィルム (オーバーラップ)	外装フィルム	外装フィルム	PET+PE+OPP+CPP	プラ (PP)		◎
				セロハン+PE	セロハン*1		○
	外箱	外箱	外箱		紙		◎
					ダンボール		○
バンド	バンド	バンド	OPP+CPP	プラ (PP)	◎		
			紙+PE	紙	-*2		
			セロハン+PE	セロハン*1	○		
ラベル	ラベル	ラベル	紙+PE	プラ (PE)	◎		
			紙+AL	紙*1	-*2		
				プラ (PP, PVC, PE, PET)	◎		
				紙	◎		
添付文書							
封シール (封緘)							
輸送梱包							
輸送梱包ラベル							
輸送梱包用テープ							

材質構成欄の記号 /: 表包装材質/裏包装材質, +: 複合材質(ラミネート)

AL: アルミニウム, プラ: プラスチック

別紙 2

包装形態別の識別表示例

表 3. チューブ包装の識別表示例

平成13年4月, 平成21年8月: 一部改訂

包装形態	容器包装等	役割名	材質構成例	主たる材質	表示	備考
チューブ包装	チューブ	チューブ	AL	金属	○	<p>《表示欄の記号説明》</p> <p>◎：印刷（又は刻印）が可能な場合は直接表示する。 無地あるいは表示が不可能な場合には一括又は部分一括表示する。</p> <p>○：対象外であるが、通知およびガイドラインに基づいて材質表示することが望ましい。</p> <p>－：対象外（表示不要）</p> <p>注1）各容器包装が同時に廃棄される場合は一括表示を可とし、個々の表示は省略できる。</p> <p>注2）外箱までは原則として表示する。 但し、外装フィルム或いは外箱のまま消費者に渡る可能性のない場合は対象外である。</p> <p>*1：複合素材で紙、プラスチック以外を含む場合はその重量比（重い素材に下線を附す）で識別表示の対象又は対象外となる。（参考資料：平成11年12月6日付「法施行に当たって必要な運用解釈について」／通商産業省）</p> <p>*2：全体の50%以上を覆う場合は材質に応じて対象となる。 ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器の面積となる。 但し、本体と分離困難な場合は容器の一部とみなす。</p>
			PET+PE+AL+PE	プラ (PE)*1	◎	
			PET+PE	プラ (PET)	◎	
	キャップ	キャップ		プラ (PE, PP, PET)	◎	
	トレイ	トレイ		プラ (PVC, PE, PP, PET)	◎	
				紙	◎	
	ロンドレーション	トレイ		紙	◎	
	ブリスター	成型シート	PVC/PVC+アルミ	プラ (PVC, PP, PET)	◎	
	台紙	台紙		紙	◎	
				プラ (PVC, PP, PET)	◎	
	個装箱	箱		紙	◎	
				ダンボール	○	
	ラッピングフィルム (オーバーラップ)	外装フィルム	PET+PE+OPP+CPP	プラ (PP)	◎	
			セロハン+PE	セロハン*1	○	
	外箱	外箱		紙	◎	
				ダンボール	○	
	ラベル	ラベル	紙+PE	プラ (PE)	- *2	
			紙+AL	紙*1		
			プラ (PP, PVC, PE, PET)			
シュリンクラベル	ラベル		紙			
シュリンクラベル	ラベル		プラ (PVC, PE, PP, PET)	- *2		
添付文書					-	
封シール (封緘)						
輸送梱包						
輸送梱包ラベル						
輸送梱包用テープ						

材質構成欄の記号 /: 表包装材質/裏包装材質, +: 複合材質(ラミネート)

AL: アルミニウム, プラ: プラスチック

包装形態別の識別表示例

表 4. 噴霧剤等包装の識別表示例

平成 13 年 4 月, 平成 21 年 8 月: 一部改訂

包装形態	容器包装等	役割名	材質構成例	主たる材質	表示	備 考	
噴霧剤等包装	瓶・ボトル	瓶・ボトル		ガラス	○	《表示欄の記号説明》 ◎: 印刷(又は刻印)が可能な場合は直接表示する。 無地あるいは表示が不可能な場合には一括又は部分一括表示する。 ○: 対象外であるが、通知およびガイドラインに基づいて材質表示することが望ましい。 ー: 対象外(表示不要) 注 1) 各容器包装が同時に廃棄される場合は一括表示を可とし、個々の表示は省略できる。 注 2) 外箱までは原則として表示する。 但し、外装フィルム或いは外箱のまま消費者に渡る可能性のない場合は対象外である。 *1: 複合素材で紙、プラスチック以外を含む場合はその重量比(重い素材に下線を附す)で識別表示の対象又は対象外となる。(参考資料:平成11年12月6日付「法施行に当たって必要な運用解釈について」/通商産業省) *2: 全体の50%以上を覆う場合は材質に応じて対象となる。 ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器の面積となる。 但し、本体と分離困難な場合は容器の一部とみなす。 *3: ボタンはスプレー又はポンプの一部とみなす。 *4: 容器本体と分離困難な場合は容器の一部とみなす。	
				ブラ (PE, PP, PVC)	◎		
	缶	缶		アルミ	金属		○
				スチール	金属		○
	スプレー・ポンプ及びボタン*3	スプレー・ポンプ*4			ブラ (PE, PP, PET)		◎
	キャップ	キャップ			ブラ (PE, PP, PET)		◎
	携帯袋・携帯ケース	携帯袋・携帯ケース			ブラ (PVC, PE, PP, EVAC)		◎
	トレイ	トレイ			ブラ (PVC, PE, PP, PET)		◎
					紙		◎
	個装箱	箱			紙		◎
					ダンボール		○
	ラッピングフィルム(オーバーラップ)	外装フィルム		PET+PE+OPP+CPP	ブラ (PP)		◎
				セロハン+PE	セロハン*1		○
	外箱	外箱			紙		◎
					ダンボール		○
ラベル	ラベル		紙+PE	ブラ (PE)	- *2		
			紙+AL	紙*1			
				ブラ (PP, PVC, PE, PET)			
シュリンクラベル	ラベル			紙	- *2		
添付文書							
封シール(封緘)							
輸送梱包							
輸送梱包ラベル							
輸送梱包用テープ							

材質構成欄の記号 /: 表包装材質/裏包装材質, +: 複合材質(ラミネート)

AL: アルミニウム, ブラ: プラスチック

別紙 2

包装形態別の識別表示例

表 5. 貼付剤包装の識別表示例

平成13年4月, 平成21年8月: 一部改訂

包装形態	容器包装等	役割名	材質構成例	主たる材質	表示	備考
貼付剤包装	ピロー (袋)	袋	PET+PE+AL+PE	プラ (PE)*1	◎	<p>《表示欄の記号説明》</p> <p>◎: 印刷 (又は刻印) が可能な場合は直接表示する。 無地あるいは表示が不可能な場合には一括又は部分一括表示する。</p> <p>○: 対象外であるが、通知およびガイドラインに基づいて材質表示することが望ましい。</p> <p>—: 対象外 (表示不要)</p> <p>注1) 各容器包装が同時的に廃棄される場合は一括表示を可とし、個々の表示は省略できる。</p> <p>注2) 外箱までは原則として表示する。 但し、外装フィルム或いは外箱のまま消費者に渡る可能性のない場合は対象外である。</p> <p>*1: 複合素材で紙、プラスチック以外を含む場合はその重量比 (重い素材に下線を附す) で識別表示の対象又は対象外となる。(参考資料: 平成11年12月6日付「法施行に当たって必要な運用解釈について」/ 通商産業省)</p> <p>*2: 全体の50%以上を覆う場合は材質に応じて対象となる。 ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器の面積となる。 但し、本体と分離困難な場合は容器の一部とみなす。</p>
			OPP+CPP	プラ (PP)	◎	
			セロハン+PE	セロハン*1	○	
	袋	袋	PET+PE+AL+PE	プラ (PE)*1	◎	
			OPP+PE+CPP	プラ (PP)	◎	
			紙+PE+AL+PE	紙*1	◎	
	個装箱	箱		紙	◎	
				ダンボール	○	
	ラッピングフィルム (オーバーラップ)	外装フィルム	PET+PE+OPP+CPP	プラ (PP)	◎	
			セロハン+PE	セロハン*1	○	
	外箱	外箱		紙	◎	
				ダンボール	○	
	ラベル	ラベル	紙+PE	プラ (PE)	—*2	
			紙+AL	紙*1		
				プラ (PP, PVC, PE, PET)		
	ライナー					
パッキング						
添付文書						
封シール (封緘)						
輸送梱包						
輸送梱包ラベル						
輸送梱包用テープ						

材質構成欄の記号 /: 表包装材質/裏包装材質, +: 複合材質(ラミネート)

AL: アルミニウム, プラ: プラスチック

表 6. 瓶包装の識別表示例－1

平成13年4月, 平成21年8月: 一部改訂

包装形態	容器包装等	役割名	材質構成例	主たる材質	表示	備考	
瓶包装－1	瓶・ボトル	瓶・ボトル		ガラス	○	《表示欄の記号説明》 ◎：印刷（又は刻印）が可能な場合は直接表示する。 無地あるいは表示が不可能な場合には一括又は部分一括表示する。 ○：対象外であるが、通知およびガイドラインに基づいて材質表示することが望ましい。 ー：対象外（表示不要） 注1）各容器包装が同時的に廃棄される場合は一括表示を可とし、個々の表示は省略できる。 注2）外箱までは原則として表示する。 但し、外装フィルム或いは外箱のまま消費者に渡る可能性のない場合は対象外である。 *1：複合素材で紙、プラスチック以外を含む場合はその重量比（重い素材に下線を附す）で識別表示の対象又は対象外となる。（参考資料：平成11年12月6日付「法施行に当たって必要な運用解釈について」／通商産業省） *2：全体の50%以上を覆う場合は材質に応じて対象となる。ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器の面積となる。 但し、本体と分離困難な場合は容器の一部とみなす。 *3：箱と一体型の場合は箱に含まれる（表示は不要）。 *4：カップ・スプーン・スポイト自体は対象外であるが、材質表示することが望ましい。 なお、表示を行う場合は、当該部材に最も近い表示可能な容器包装への表示に努めること。 例えば、「カップ：PE」等：本文7頁表示例参照	
				プラ (PE, PP, PVC)	◎		
	緩衝材 (瓶・容器内)	詰め物			プラ (PE)		◎
					脱脂綿		ー
	中ぶた・中栓	中ぶた・中栓			プラ (PE)		◎
	塗布栓	塗布栓			プラ (PE)		◎
	インナーシール	瓶口シール		AL+PE	金属*1		○
					紙		◎
	キャップ	キャップ		ブリキ+ゴム	金属		○
					プラ (PE, PP, PET)		◎
	パッキン	パッキン (容易に分離できる場合)			プラ (PE)		○
					ゴム		○
	紐付きパッキン				プラ (PE)		◎
	キャップシール (シュリンク)	キャップシール			プラ (PVC, PET, PS, PP)		○
	ピロー (袋)	袋			PET+PE+AL+PE		◎
					OPP+CPP		◎
					セロハン+PE		○
	トレイ	トレイ			プラ (PVC, PE, PP, PET)		◎
					紙		◎
	携帯 (遮光) 袋・携帯 (遮光) ケース	携帯 (遮光) 袋・携帯 (遮光) ケース			プラ (PVC, PE, PP, EVAC)		◎
中仕切り	中仕切り*3			紙	◎		
				ダンボール	○		
計量カップ	カップ*4			PE, PP, PET, PS	◎		
	カップ袋			プラ (PE, PP, PET)	◎		
計量スプーン	スプーン*4			紙	◎		
				PE, PP, PET, PS	◎		
				プラ (PE, PP, PET)	◎		
	スプーン袋			紙	◎		

材質構成欄の記号 /: 表包装材質/裏包装材質, +: 複合材質(ラミネート)

AL: アルミニウム, プラ: プラスチック

別紙 2

包装形態別の識別表示例

表 6. 瓶包装の識別表示例－2

平成13年4月，平成21年8月：一部改訂

包装形態	容器包装等	役割名	材質構成例	主たる材質	表示	備 考
瓶包装－2	スポイト	スポイト*4		PE, PP, PE	○	<p>《表示欄の記号説明》</p> <p>◎：印刷（又は刻印）が可能な場合は直接表示する。 無地あるいは表示が不可能な場合には一括又は部分一括表示する。</p> <p>○：対象外であるが、通知およびガイドラインに基づいて材質表示することが望ましい。</p> <p>－：対象外（表示不要）</p> <p>注1）各容器包装が同時的に廃棄される場合は一括表示を可とし、個々の表示は省略できる。</p> <p>注2）外箱までは原則として表示する。 但し、外装フィルム或いは外箱のまま消費者に渡る可能性のない場合は対象外である。</p> <p>*1：複合素材で紙、プラスチック以外を含む場合はその重量比（重い素材に下線を附す）で識別表示の対象又は対象外となる。（参考資料：平成11年12月6日付「法施行に当たって必要な運用解釈について」／通商産業省）</p> <p>*2：全体の50%以上を覆う場合は材質に応じて対象となる。 ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器の面積となる。 但し、本体と分離困難な場合は容器の一部とみなす。</p> <p>*3：箱と一体型の場合は箱に含まれる（表示は不要）。</p> <p>*4：カップ・スプーン・スポイト自体は対象外であるが、材質表示することが望ましい。 なお、表示を行う場合は、当該部材に最も近い表示可能な容器包装への表示に努めること。 例えば、「カップ：PE」等：本文7頁表示例参照</p>
		スポイト袋		プラ（PE, PP, PET）	◎	
	個装箱	箱		紙	◎	
				ダンボール	○	
	緩衝材 (瓶・容器外装)	緩衝材		プラ（PE, PS）	◎	
				紙	◎	
				ダンボール	○	
	ラッピングフィルム (オーバーラップ)	外装フィルム	PET+PE+OPP+CPP	プラ（PP）	◎	
			セロハン+PE	セロハン*1	○	
	外箱	外箱		紙	◎	
				ダンボール	○	
	ラベル	ラベル	紙+PE	プラ（PE）	- *2	
			紙+AL	紙*1		
				プラ（PP, PVC, PE, PET）		
				紙		
	シュリンクラベル	ラベル		プラ（PVC, PE, PP, PET）	- *2	
乾燥剤等						
添付文書						
封シール（封緘）						
輸送梱包						
輸送梱包ラベル						
輸送梱包用テープ						

材質構成欄の記号 /：表包装材質/裏包装材質，+：複合材質（ラミネート）

AL：アルミニウム，プラ：プラスチック

表 7. 缶包装の識別表示例

平成13年4月, 平成21年8月: 一部改訂

包装形態	容器包装等	役割名	材質構成例	主たる材質	表示	備考	
缶包装	袋	袋	PET+PE+AL+PE	プラ (PE)*1	◎	《表示欄の記号説明》 ◎: 印刷 (又は刻印) が可能な場合は直接表示する。 無地あるいは表示が不可能な場合には一括又は部分一括表示する。 ○: 対象外であるが、通知およびガイドラインに基づいて材質表示することが望ましい。 ー: 対象外 (表示不要) 注1) 各容器包装が同時に廃棄される場合は一括表示を可とし、個々の表示は省略できる。 注2) 外箱までは原則として表示する。 但し、外装フィルム或いは外箱のまま消費者に渡る可能性のない場合は対象外である。 *1: 複合素材で紙、プラスチック以外を含む場合はその重量比 (重い素材に下線を附す) で識別表示の対象又は対象外となる。(参考資料: 平成11年12月6日付「法施行に当たって必要な運用解釈について」/ 通商産業省) *2: 全体の50%以上を覆う場合は材質に応じて対象となる。 ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器の面積となる。 但し、本体と分離困難な場合は容器の一部とみなす。 *3: カップ・スプーン自体は対象外であるが、材質表示することが望ましい。 なお、表示を行う場合は、当該部材に最も近い表示可能な容器包装への表示に努めること。 例えば、「カップ: PE」等: 本文7頁表示例参照	
			OPP+PE+CPP	プラ (PP)	◎		
			紙+PE+AL+PE	紙*1	◎		
	インナーシール	缶口シール		プラ (PE)	◎		
			紙+AL+PE	プラ (PE)*1	◎		
	中ぶた	中ぶた		紙	◎		
			紙+PE	紙	◎		
	缶 (ふたを含む)	缶		プラ (PE, PP, PET)	◎		
			アルミ	金属	○		
	計量カップ	カップ*3		金属	○		
		カップ袋		金属	○		
	計量スプーン	スプーン*3		PE, PP, PET, PS	○		
		スプーン袋		プラ (PE, PP, PET)	◎		
	個装箱	箱		紙	◎		
				ダンボール	○		
	ラッピングフィルム (オーバーラップ)	外装フィルム		PET+PE+OPP+CPP	プラ (PP)		◎
				セロハン+PE	セロハン*1		○
	外箱	外箱		紙	◎		
				ダンボール	○		
	ラベル	ラベル		紙+PE	プラ (PE)		- *2
			紙+AL	紙*1			
			プラ (PP, PVC, PE, PET)	紙			
シールテープ					-		
添付文書							
封シール (封緘)							
輸送梱包							
輸送梱包ラベル							
輸送梱包用テープ							

材質構成欄の記号 /: 表包装材質/裏包装材質, +: 複合材質 (ラミネート)

AL: アルミニウム, プラ: プラスチック

別紙 2

包装形態別の識別表示例

表 8. 袋包装の識別表示例

平成13年4月, 平成21年8月: 一部改訂

包装形態	容器包装等	役割名	材質構成例	主たる材質	表示	備考
袋包装	袋	袋	PET+PE+AL+PE	プラ (PE)*1	◎	<p>《表示欄の記号説明》</p> <p>◎：印刷（又は刻印）が可能な場合は直接表示する。 無地あるいは表示が不可能な場合には一括又は部分一括表示する。</p> <p>○：対象外であるが、通知およびガイドラインに基づいて材質表示することが望ましい。</p> <p>—：対象外（表示不要）</p> <p>注1）各容器包装が同時的に廃棄される場合は一括表示を可とし、個々の表示は省略できる。</p> <p>注2）外箱までは原則として表示する。 但し、外装フィルム或いは外箱のまま消費者に渡る可能性のない場合は対象外である。</p> <p>*1：複合素材で紙、プラスチック以外を含む場合はその重量比（重い素材に下線を附す）で識別表示の対象又は対象外となる。（参考資料：平成11年12月6日付「法施行に当たって必要な運用解釈について」／通商産業省）</p> <p>*2：全体の50%以上を覆う場合は材質に応じて対象となる。 ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器の面積となる。</p> <p>但し、本体と分離困難な場合は容器の一部とみなす。</p> <p>*3：カップ・スプーン自体は対象外であるが、材質表示することが望ましい。</p> <p>なお、表示を行う場合は、当該部材に最も近い表示可能な容器包装への表示に努めること。 例えば、「カップ：PE」等：本文7頁表示例参照</p>
			OPP+PE+CPP	プラ (PP)	◎	
			紙+PE+AL+PE	紙*1	◎	
	計量カップ	カップ*3 カップ袋		PE, PP, PET, PS	○	
				プラ (PE, PP, PET)	◎	
	計量スプーン	スプーン*3 スプーン袋		紙	◎	
				PE, PP, PET, PS	○	
	個装箱	箱		プラ (PE, PP, PET)	◎	
				紙	◎	
	ラッピングフィルム (オーバーラップ)	外装フィルム		ダンボール	○	
			PET+PE+OPP+CPP	プラ (PP)	◎	
	外箱	外箱		セロハン+PE	○	
				紙	◎	
	ラベル	ラベル		ダンボール	○	
			紙+PE	プラ (PE)	—*2	
紙+AL			紙*1			
	プラ (PVC, PE, PP, PET)					
			紙			
添付文書					—	
封シール (封緘)						
輸送梱包						
輸送梱包ラベル						
輸送梱包用テープ						

材質構成欄の記号 /: 表包装材質/裏包装材質, +: 複合材質(ラミネート)

AL: アルミニウム, プラ: プラスチック

別紙 2

包装形態別の識別表示例

表 9. アンプル包装の識別表示例

平成13年4月, 平成21年8月: 一部改訂

包装形態	容器包装等	役割名	材質構成例	主たる材質	表示	備考
アンプル包装	アンプル	アンプル		ガラス	○	《表示欄の記号説明》 ◎: 印刷(又は刻印)が可能な場合は直接表示する。 無地あるいは表示が不可能な場合には一括又は 部分一括表示する。 ○: 対象外であるが、通知およびガイドラインに基づいて 材質表示することが望ましい。 -: 対象外(表示不要) 注1) 各容器包装が同時に廃棄される場合は一括表示を 可とし、個々の表示は省略できる。 注2) 外箱までは原則として表示する。 但し、外装フィルム或いは外箱のまま消費者に渡る 可能性のない場合は対象外である。 *1: 複合素材で紙、プラスチック以外を含む場合はその 重量比(重い素材に下線を附す)で識別表示の対象 又は対象外となる。(参考資料: 平成11年12月6日付 「法施行に当たって必要な運用解釈について」/ 通商産業省) *2: 全体の50%以上を覆う場合は材質に応じて対象となる。 ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器 の面積となる。 但し、本体と分離困難な場合は容器の一部とみなす。 *3: 箱と一体型の場合は箱に含まれる(表示は不要)。
				プラ (PE)	◎	
	トレイ	トレイ		プラ (PE, PP, PET)	◎	
	ロンドレーション	トレイ		紙	◎	
	中仕切り	中仕切り*3		紙	◎	
				ダンボール	○	
	遮光紙	遮光紙		紙	◎	
	個装箱	箱		紙	◎	
				ダンボール	○	
	ラッピングフィルム (オーバーラップ)	外装フィルム	PET+PE+OPP+CPP	プラ (PP)	◎	
			セロハン+PE	セロハン*1	○	
	外箱	外箱		紙	◎	
				ダンボール	○	
	ラベル	ラベル	紙+PE	プラ (PE)	-*2	
			紙+AL	紙*1		
				プラ (PP, PVC, PE, PET)		
シュリンクラベル	ラベル		紙	-*2		
			プラ (PVC, PE, PP, PET)			
添付文書				-		
封シール(封緘)						
輸送梱包						
輸送梱包ラベル						
輸送梱包用テープ						

材質構成欄の記号 /: 表包装材質/裏包装材質, +: 複合材質(ラミネート)

AL: アルミニウム, プラ: プラスチック

別紙 2

包装形態別の識別表示例

表 10. バイアル包装の識別表示例

平成13年4月, 平成21年8月: 一部改訂

包装形態	容器包装等	役割名	材質構成例	主たる材質	表示	備考
バイアル包装	瓶・バイアル	瓶		ガラス	○	<p>《表示欄の記号説明》</p> <p>◎: 印刷 (又は刻印) が可能な場合は直接表示する。 無地あるいは表示が不可能な場合には一括又は部分一括表示する。</p> <p>○: 対象外であるが、通知およびガイドラインに基づいて材質表示することが望ましい。</p> <p>—: 対象外 (表示不要)</p> <p>注1) 各容器包装が同時に廃棄される場合は一括表示を可とし、個々の表示は省略できる。</p> <p>注2) 外箱までは原則として表示する。 但し、外装フィルム或いは外箱のまま消費者に渡る可能性のない場合は対象外である。</p> <p>*1: 複合素材で紙、プラスチック以外を含む場合はその重量比(重い素材に下線を附す)で識別表示の対象又は対象外となる。(参考資料: 平成11年12月6日付「法施行に当たって必要な運用解釈について」/ 通商産業省)</p> <p>*2: 全体の50%以上を覆う場合は材質に応じて対象となる。 ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器の面積となる。</p> <p>但し、本体と分離困難な場合は容器の一部とみなす。</p> <p>*3: 箱と一体型の場合は箱に含まれる (表示は不要)。</p>
	キャップ	キャップ		プラ (PE, PP, PET)	◎	
	巻絞めキャップ	キャップ	アルミ	金属	○	
	ゴム栓	ゴム栓		ゴム	○	
	トレイ	トレイ		プラ (PE, PP, PET)	◎	
	ロンドレーション	トレイ		紙	◎	
	中仕切り	中仕切り*3		紙	◎	
	ダンボール			ダンボール	○	
	吊り具	吊り具		プラ (PE, PET)	◎*2	
	紙			紙	◎	
	個装箱	箱		ダンボール	○	
	ラッピングフィルム (オーバーラップ)	外装フィルム	PET+PE+OPP+CPP	プラ (PP)	◎	
			セロハン+PE	セロハン*1	○	
	外箱	外箱		紙	◎	
				ダンボール	○	
	ラベル	ラベル	紙+PE	プラ (PE)	—*2	
		紙+AL	紙*1			
			プラ (PP, PVC, PE, PET)			
シュリンクラベル	ラベル		紙	—*2		
			プラ (PVC, PE, PP, PET)			
添付文書				—		
封シール (封緘)						
輸送梱包						
輸送梱包ラベル						
輸送梱包用テープ						

材質構成欄の記号 /: 表包装材質/裏包装材質, +: 複合材質(ラミネート)

AL: アルミニウム, プラ: プラスチック

別紙 2

包装形態別の識別表示例

表 1 1. ボトル包装及びバッグ包装の識別表示例

平成13年4月, 平成21年8月: 一部改訂

包装形態	容器包装等	役割名	材質構成例	主たる材質	表示	備考
ボトル・バッグ包装	瓶・ボトル	瓶・ボトル		ガラス	○	<p>《表示欄の記号説明》</p> <p>◎: 印刷(又は刻印)が可能な場合は直接表示する。無地あるいは表示が不可能な場合には一括又は部分一括表示する。</p> <p>○: 対象外であるが、通知およびガイドラインに基づいて材質表示することが望ましい。</p> <p>—: 対象外(表示不要)</p> <p>注1) 各容器包装が同時に廃棄される場合は一括表示を可とし、個々の表示は省略できる。</p> <p>注2) 外箱までは原則として表示する。但し、外装フィルム或いは外箱のまま消費者に渡る可能性のない場合は対象外である。</p> <p>*1: 複合素材で紙、プラスチック以外を含む場合はその重量比(重い素材に下線を附す)で識別表示の対象又は対象外となる。(参考資料: 平成11年12月6日付「法施行に当たって必要な運用解釈について」/ 通商産業省)</p> <p>*2: 全体の50%以上を覆う場合は材質に応じて対象となる。ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器の面積となる。</p> <p>但し、本体と分離困難な場合は容器の一部とみなす。</p> <p>*3: 箱と一体型の場合は箱に含まれる(表示は不要)。</p>
				プラ (PE, PP, PVC)	◎	
	バッグ	バッグ		プラ (PE, PP)	◎	
	キャップ	キャップ		プラ (PE, PP, PET)	◎	
	ゴム栓	ゴム栓		ゴム	○	
	中仕切り	中仕切り*3		紙	◎	
				ダンボール	○	
	吊り具	吊り具		プラ (PE, PET)	◎*2	
	ブリスター	成型シート		プラ (PET)	◎	
				紙	◎	
	台紙	台紙		プラ (PET)	◎	
				紙	◎	
	個装箱	箱		紙+AL	◎	
				紙+PE+PET	◎	
	ラッピングフィルム(オーバーラップ)	外装フィルム		PET+PE+OPP+CPP	◎	
				セロハン+PE	○	
	外箱	外箱		紙	◎	
				ダンボール	○	
ラベル	ラベル		紙+PE	◎		
			紙+AL	◎		
			紙*1	—*2		
シュリンクラベル	ラベル		プラ (PP, PVC, PE, PET)	◎		
			紙	◎		
添付文書					—*2	
封シール(封緘)					—*2	
輸送梱包					—	
輸送梱包ラベル					—	
梱包用テープ					—	

材質構成欄の記号 /: 表包装材質/裏包装材質, +: 複合材質(ラミネート)

AL: アルミニウム, プラ: プラスチック

別紙 2

包装形態別の識別表示例

表 1 2. シリンジ包装の識別表示例

平成 1 3 年 4 月, 平成 2 1 年 8 月: 一部改訂

包装形態	容器包装等	役割名	材質構成例	主たる材質	表示	備考
シリンジ包装	シリンジ	シリンジ*3	ガラス+PP+金属+ゴム	ガラス*1	○	<p>《表示欄の記号説明》</p> <p>◎: 印刷 (又は刻印) が可能な場合は直接表示する。 無地あるいは表示が不可能な場合には一括又は部分一括表示する。 ○: 対象外であるが、通知およびガイドラインに基づいて材質表示することが望ましい。 -: 対象外 (表示不要)</p> <p>注 1) 各容器包装が同時に廃棄される場合は一括表示を可とし、個々の表示は省略できる。 注 2) 外箱までは原則として表示する。 但し、外装フィルム或いは外箱のまま消費者に渡る可能性のない場合は対象外である。</p> <p>*1: 複合素材で紙、プラスチック以外を含む場合はその重量比(重い素材に下線を附す)で識別表示の対象又は対象外となる。(参考資料: 平成11年12月6日付「法施行に当たって必要な運用解釈について」/ 通商産業省) *2: 全体の50%以上を覆う場合は材質に応じて対象となる。ネット状の包装はネットの空間部分を含めて当該容器の面積となる。 但し、本体と分離困難な場合は容器の一部とみなす。 *3: シリンジは外筒、プランジャー、筒先キャップ、ガasket、フランジ、フィンガーグリップ等で構成され、通常同時に廃棄される。 *4: 箱と一体型の場合は箱に含まれる (表示は不要)。</p>
			PP+金属+ゴム	プラ (PP)*1	◎	
	ピロー (袋)	袋	PET+PE+AL+PE	プラ (PE)*1	◎	
			OPP+CPP	プラ (PP)	◎	
			セロハン+PE	セロハン*1	○	
	プリスター	成型シート		プラ (PET)	◎	
				紙	◎	
	台紙	台紙	紙+AL	紙	◎	
			紙+PE+PET	プラ (PE)	◎	
	中仕切り	中仕切り*4		紙	◎	
				ダンボール	○	
	個装箱	箱		紙	◎	
				ダンボール	○	
	ラッピングフィルム (オーバーラップ)	外装フィルム	PET+PE+OPP+CPP	プラ (PP)	◎	
			セロハン+PE	セロハン*1	○	
	外箱	外箱		紙	◎	
			ダンボール	○		
ラベル	ラベル	紙+PE	プラ (PE)	-*2		
		紙+AL	紙*1			
			プラ (PP, PVC, PE, PET)			
添付文書					-	
封シール (封緘)						
輸送梱包						
輸送梱包ラベル						
輸送梱包用テープ						

材質構成欄の記号 /: 表包装材質/裏包装材質, +: 複合材質(ラミネート)

AL: アルミニウム, プラ: プラスチック

包装形態別の識別表示具体例

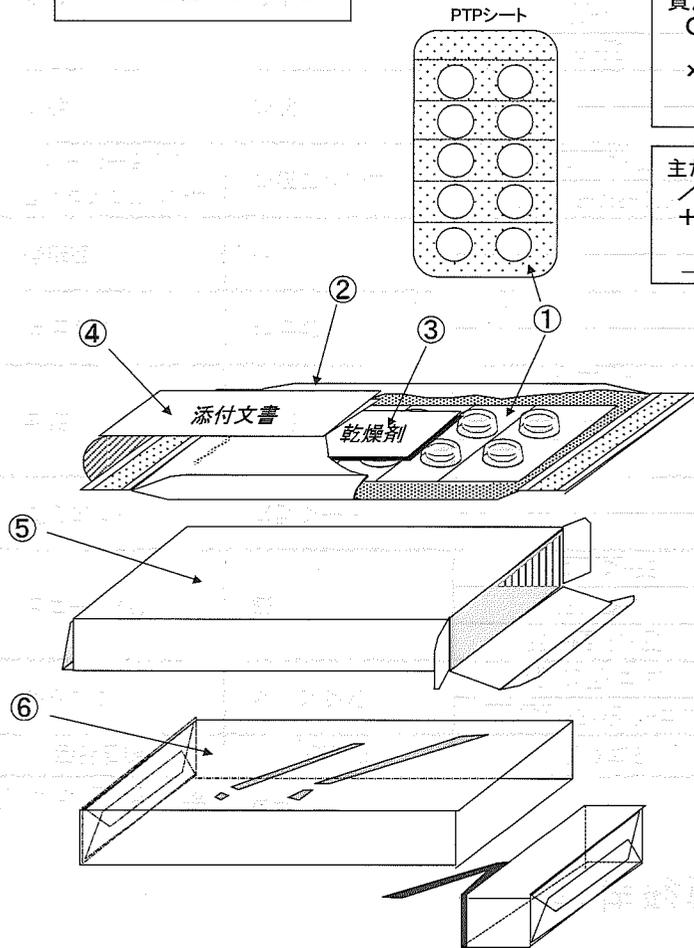
改訂：平成21年8月（作成：平成13年4月）

表の解説

…………… 包装

例：PTPシート1枚を乾燥剤と共に……………

具体的な包装形態の説明文



資源有効利用促進法
 ○：識別表示義務対象
(素材がプラスチック、紙)
 ×：義務対象外
(含む容器包装でないもの)

主たる材質
 /：表包材/裏包材
 +：複合包材
(ラミネート)
 —：重量比で重い材質又は素材

個別表示可能な場合の表示方法
 紙： プラスチック：
 その他：
 「ガラス」「金属」「ゴム」
 「ダンボール」など
 —：対象外、原則として表示不要

材質表示をする場合の記載方法
 プラスチックの表記記号は JIS K6899-1:2006 にて定められた記号を用いる。
 尚、複合材質および複合素材については、主要な構成材質および素材を含め2つ以上を表記し、主要な材質または素材に下線を付す。

ガイドライン識別表示
 ◎：表示
 ○：推奨
 —：対象外

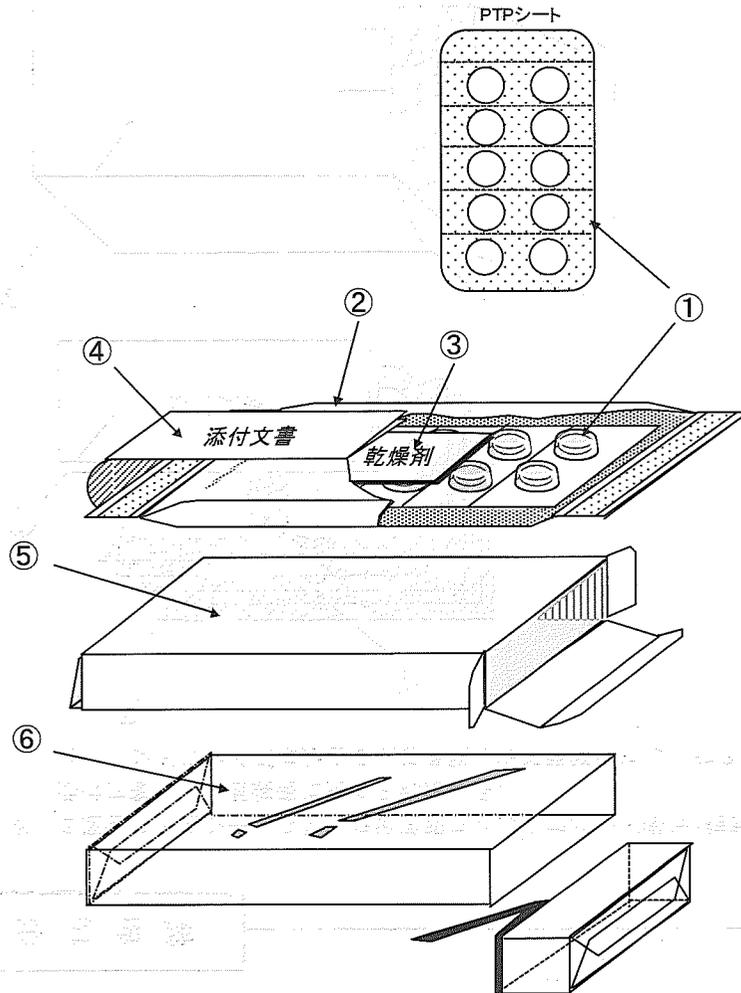
一括表示の場合の具体的な表示方法
(個別表示困難な場合の表示場所等記載)

役割名	主たる材質	資源有効利用促進法		表示対応例		材質・素材表示
		表示義務対象有無	表示(推奨)	個別表示	具体的表示方法 一括表示	
① 成形シート	PVC/AL	○	◎			PVC、金属
② 袋	PET+PE+AL+PE	○	◎		(無地の場合箱に表示)	PE、金属
③ 乾燥剤	CaCl ₂	×	—	—		—
④ 添付文書	P(紙)	×	—	—		—
⑤ 箱	P(紙)	○	◎		箱 袋 外装フィルム	—
⑥ 外装フィルム	PET-PE+OPP+PP	○	◎		(無地の場合箱に表示)	PP, PET

識別表示：原則、個別表示とする。
 無地または表示不可能容器包装(素材上、構造上その他やむを得ない理由により表示不可能な容器包装)の表示については、部分一括表示、または、全体一括表示が可能。

PTP

例：PTPシート1枚を③乾燥剤と共に②アルミフィルム（印刷有）でラッピング（ピロー包装）したものを更に、添付文書と共に個装箱に詰められた製品。
尚、改ざん防止として、個装箱を⑥透明フィルム（無地）にてラッピング（外装）したものを。

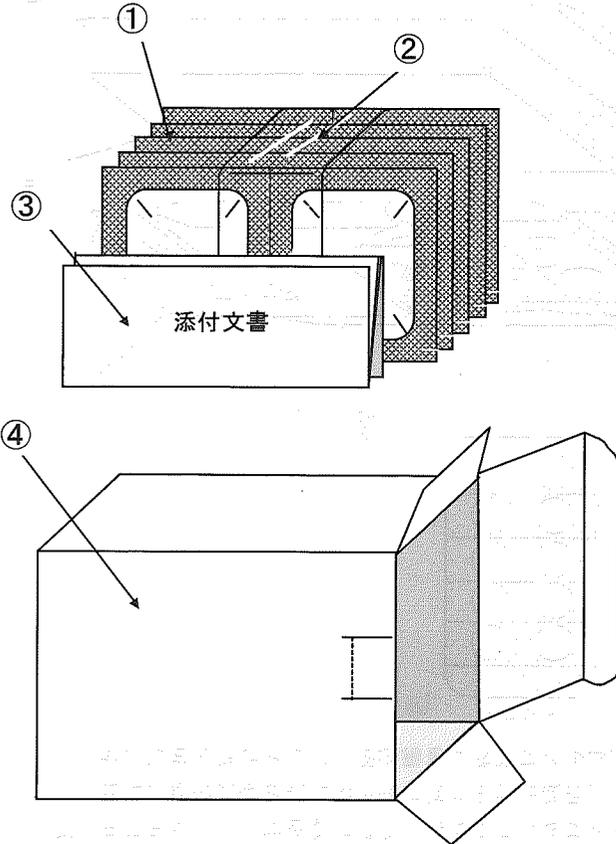


役割名	主たる材質	資源有効利用促進法		表示対応例		材質・素材表示
		表示義務対象有無	表示(推奨)	具体的表示方法		
				個別表示	一括表示	
① 成形シート	PVC/AL	○	◎			PVC, 金属
② 袋	PET+PE+AL+PE	○	◎		(無地の場合箱に表示)	PE, 金属
③ 乾燥剤	CaCl ₂	×	---	---	---	---
④ 添付文書	P(紙)	×	---	---	---	---
⑤ 箱	P(紙)	○	◎			---
⑥ 外装フィルム	PET+PE+OPP+OPP	○	◎			PP, PET

分包包装

改訂：平成21年8月（作成：平成13年4月）

例：2連包の分包シート5枚を無地透明フィルムでバンド掛け（結束）したものが、添付文書と共に個装箱に詰められた製品。
尚、バンドのサイズは分包5枚を集積した表面積に対し、約30%のサイズ

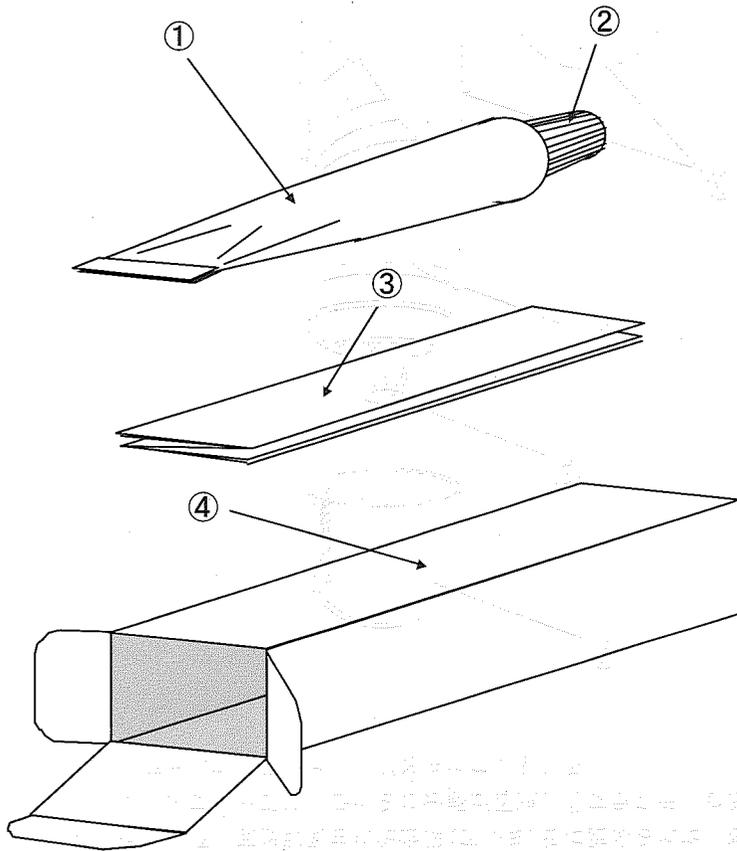


役割名	主たる材質	資源有効利用促進法		表示対応例		
		表示義務 対象有無	表示 (推奨)	具体的表示方法		材質・素材 表示
				個別表示	一括表示	
① 分包	PP+PE+AL+PE	○	◎			PE, 金属
② バンド	OPP+CPP	*1 ×	○		(無地の場合 箱に表示)	PP
③ 添付文書	P(紙)	×	—	—	バンド	—
④ 箱	P(紙)	○	◎	紙	紙 箱	—

*1：バンドが分包（5枚集積）の表面積の50%以上を覆う場合は、識別表示の対象となる。

チューブ包装

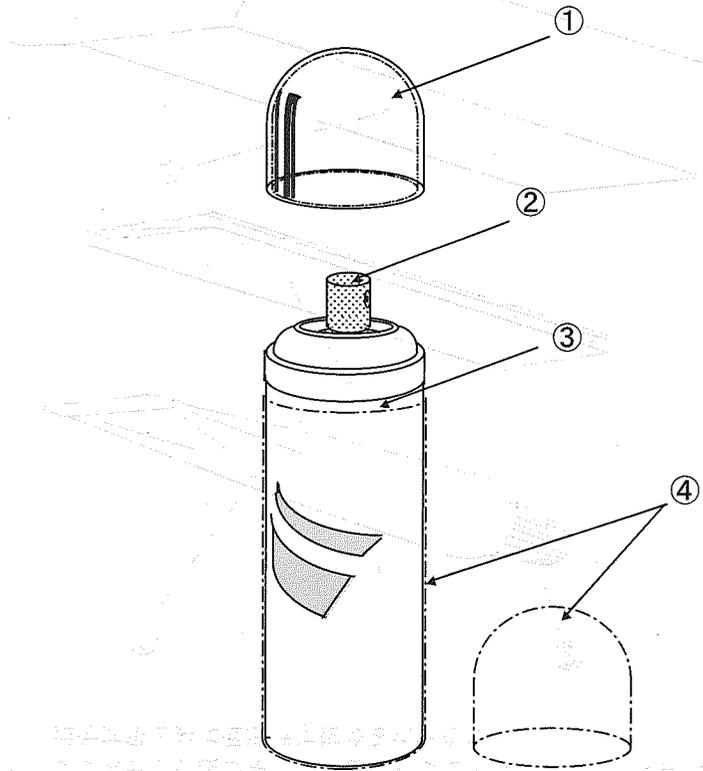
例：プラスチック製のキャップを使用したアルミチューブ製品（印刷表示有り）が、
添付文書と共に個装箱に詰められたもの



役割名	主たる材質	資源有効利用促進法		表示対応例		材質・素材表示
		表示義務 対象有無	表示 (推奨)	具体的表示方法		
				個別表示	一括表示	
① チューブ	アルミ	×	○	金属	 キャップ 金属：チューブ	---
② キャップ	PE	○	◎		表示不可能容器包装 の場合、チューブに表示	PE
③ 添付文書	P(紙)	×	---	---	---	---
④ 箱	P(紙)	○	◎		---	---

噴霧剤包装

例：表示事項が直接印刷された金属(アルミ)缶に詰められた、噴霧剤。
 尚、スプレー部は、缶からの分解が困難、①プラスチック製のキャップが付いており、
 外装として④ラッピングが施されている製品。

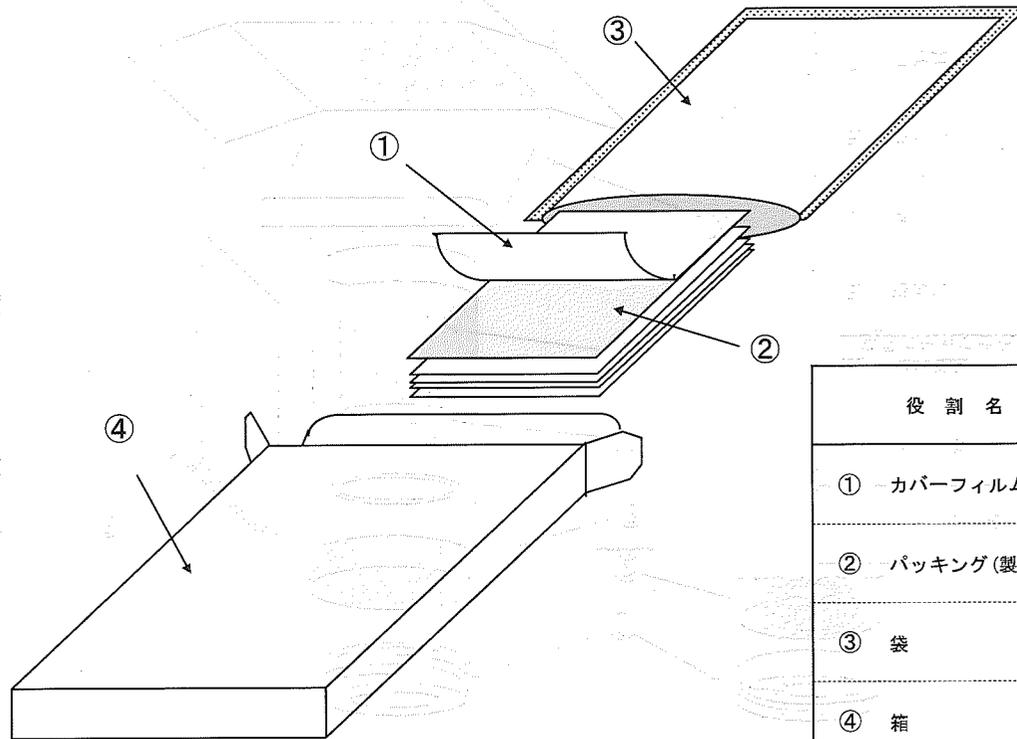


役 割 名	主たる材質	資源有効利用促進法		表示対応例		
		表示義務 対象有無	表 示 (推奨)	具体的表示方法		材質・素材 表示
				個別表示	一括表示	
① キャップ	PP	○	◎		無地の場合 缶に表示	PP
② スプレー	—	*1 ×	—	—	—	—
③ 缶	AL	×	○	金属	キャップ 外装フィル 金属：缶	—
④ 外装フィルム	PET+PE+OPP+CPP	○	◎		無地の場合 缶に表示	PP, PET

* 1：スプレー部が、容易に缶と分離可能な場合で、素材(複合)およびスプレー部を構成する部品の重量比により識別表示の対象となる場合がある。

貼付剤 包装

例：消炎・鎮痛パップ剤等、貼付剤がアルミをラミネートしたプラスチック袋（印刷表示有り）に詰められ、袋口をシールし、個装箱に詰められた製品。

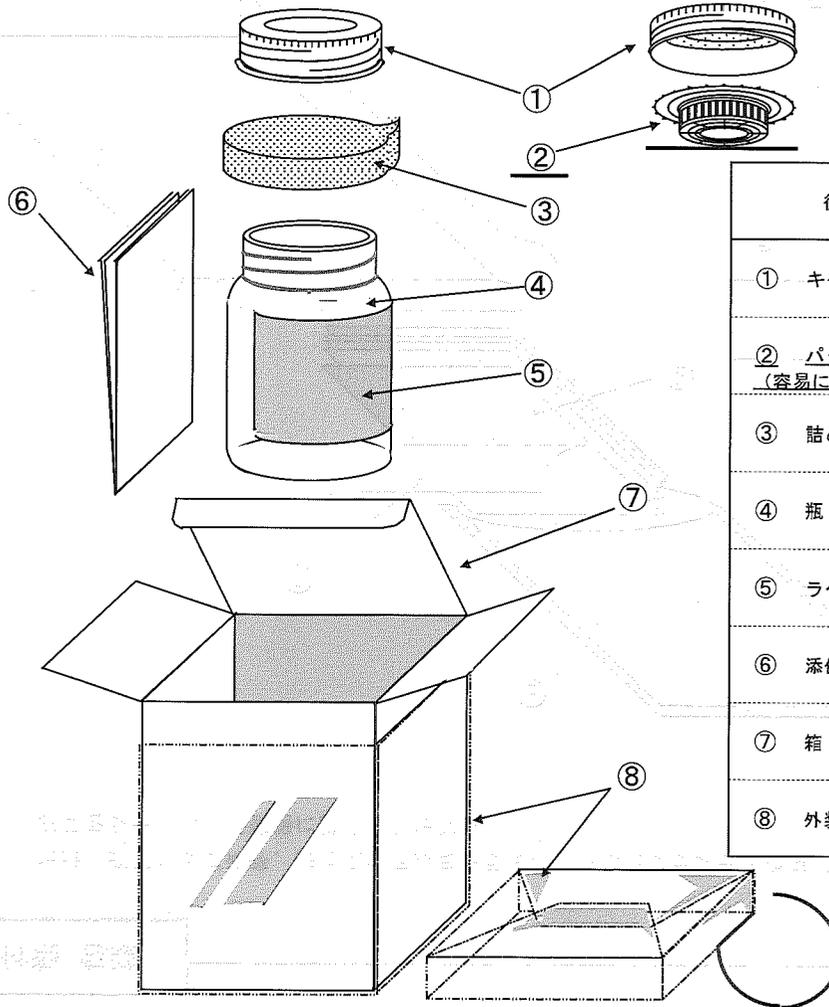


役割名	主たる材質	資源有効利用促進法		表示対応例		材質・素材表示
		表示義務対象有無	表示(推奨)	具体的表示方法		
				個別表示	一括表示	
① カバーフィルム	PP	×	---	---	---	---
② パッキング(製品)						
③ 袋	PET+PE+AL+PE	○	◎		無地の場合箱に表示 袋	PE, 金属
④ 箱	P(紙)	○	◎		箱	---

瓶 包装

改訂：平成21年8月（作成：平成13年4月）

例：③緩衝材(ポリウレタン)を詰め、ラベル貼りされた①④ガラス瓶(金属キャップ使用)が、添付文書と共に個装箱に詰められた製品。
尚、改ざん防止として、個装箱を⑧透明フィルム(無地)にてラッピング(外装)したもの。



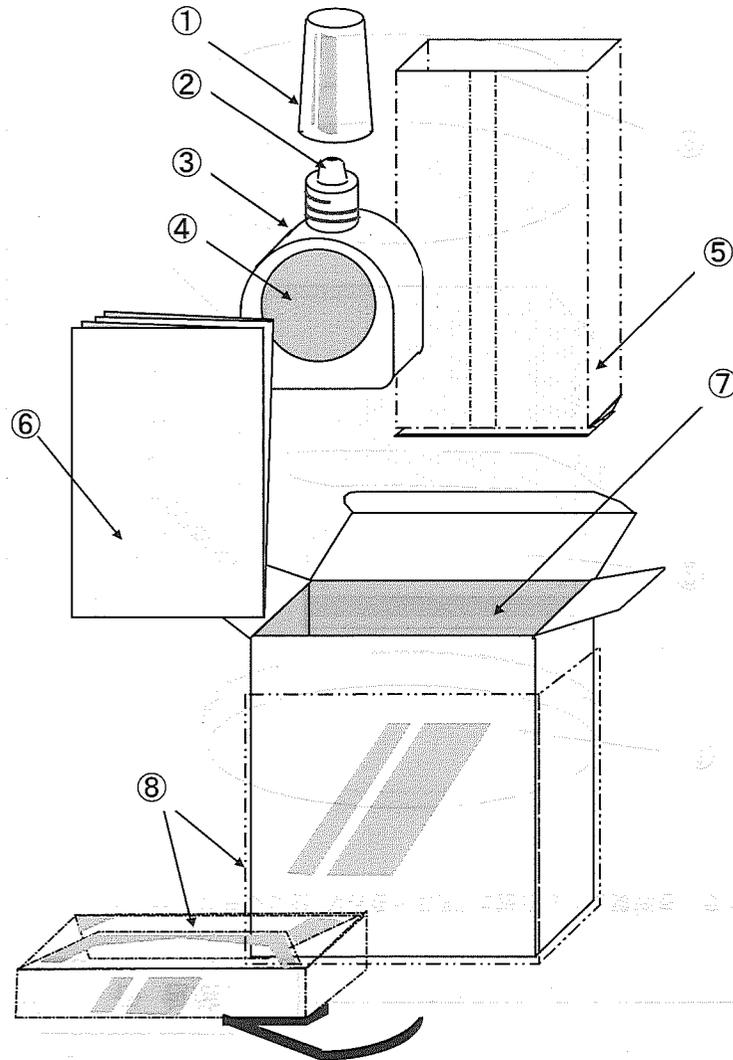
役割名	主たる材質	資源有効利用促進法		表示対応例		材質・素材表示
		表示義務対象有無	表示(推奨)	具体的表示方法		
				個別表示	一括表示	
① キャップ	ブリキ	×	○	金属	無地の場合ラベルに表示	---
② パッキン (容易に分離できる場合)	PE	○	◎*2		無地の場合ラベルに表示	PE
③ 詰め物	PUR	○	◎		無地又は表示不可能容器包装の場合 ラベルに表示	PUR
④ 瓶	ガラス	×	○	ガラス	無地の場合ラベルに表示	---
⑤ ラベル	P(紙)	×	---	*1	詰め物 ガラス：瓶 金属：キャップ	---
⑥ 添付文書	P(紙)	×	---	---	箱	---
⑦ 箱	P(紙)	○	◎		外装フィルム	---
⑧ 外装フィルム	PET+PE+OPP+CPP	○	◎		無地の場合箱に表示	PP, PET

*1 既存の法定表示等が一定面積を占めることによりラベルに表示不可能な場合は、箱に記載。
*2 容易に分離できない場合は、表示対象外である。

点眼剤包装

改訂：平成21年8月（作成：平成13年4月）

例：①～④プラスチック製容器（本体容器、中栓、キャップ）に入った点眼剤が、⑤透明フィルム（無地）にてラッピング（内装）し、添付文書と共に個装箱に詰められた製品。尚、改ざん防止として、個装箱を透明フィルム（無地）にて⑧ラッピング（外装）を施したものの。

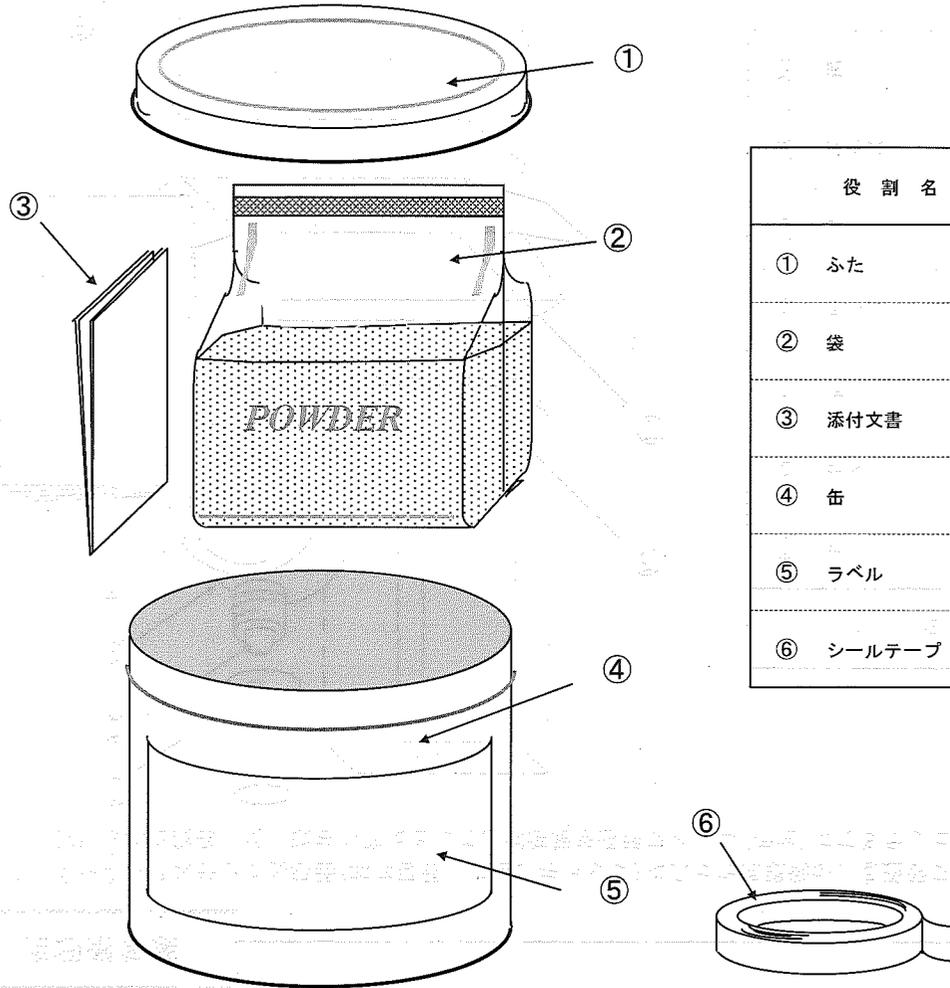


役割名	主たる材質	資源有効利用促進法		表示対応例		材質・素材表示
		表示義務対象有無	表示(推奨)	個別表示	具体的表示方法 一括表示	
① キャップ	PP	○	◎		無地又は表示不可能容器包装の場合 ラベルに表示	PP
② 中栓	PE	○	◎		無地又は表示不可能容器包装の場合 ラベルに表示	PE
③ 瓶	PP	○	◎		無地又は表示不可能容器包装の場合 ラベルに表示	PP
④ ラベル	P(紙)	×	---	*1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> キャップ 中栓 瓶 袋 </div>	---
⑤ 袋	PP	○	◎		無地の場合ラベルに表示	---
⑥ 添付文書	P(紙)	×	---	---	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 箱 </div>	---
⑦ 箱	P(紙)	○	◎		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 外装フィルム </div>	---
⑧ 外装フィルム	PET+PE+OPP+CPP	○	◎		無地の場合箱に表示	PP, PET

* 1 既存の法定表示等が一定面積を占めることによりラベルに表示不可能な場合は、箱に記載。

缶包装

例：ポリエチレン袋（製品名が印刷）に詰められた薬剤を、ラベル貼りされた缶（金属）に添付文書と共に詰め、⑥ビニルテープにて封緘された製品。

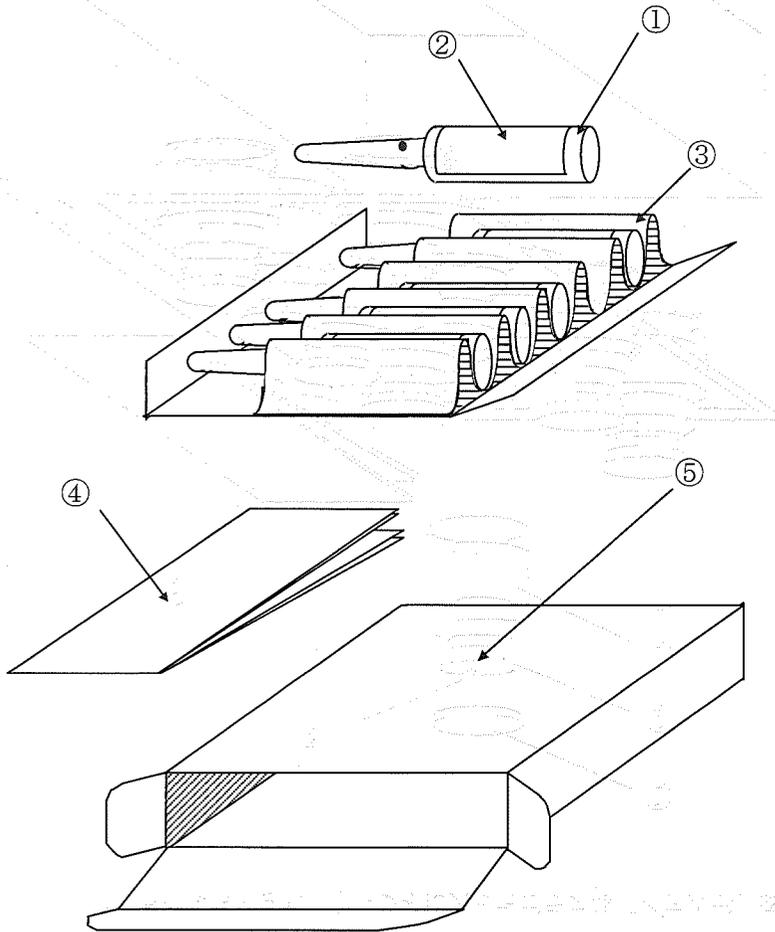


役割名	主たる材質	資源有効利用促進法 表示義務表示 対象有無		表示対応例		材質・素材 表示
		表示 (推奨)	表示 (推奨)	具体的表示方法 個別表示	一括表示	
① ふた				「缶」本体に含め表示（「ふた」としての表示は不要）		
② 袋	PE	○	◎		無地の場合ラベルに表示	PE
③ 添付文書	P(紙)	×	---	---		---
④ 缶	ブリキ	×	○	金属	無地の場合ラベルに表示	---
⑤ ラベル	P(紙)	×	---	---	袋 金属：缶	---
⑥ シールテープ	PVC	×	---	---		---

アンプル包装

改訂：平成21年8月（作成：平成13年4月）

例：ラベル貼りされ、ロンドレーションに入ったガラス製アンプルが、添付文書と共に個装箱に詰められた製品。



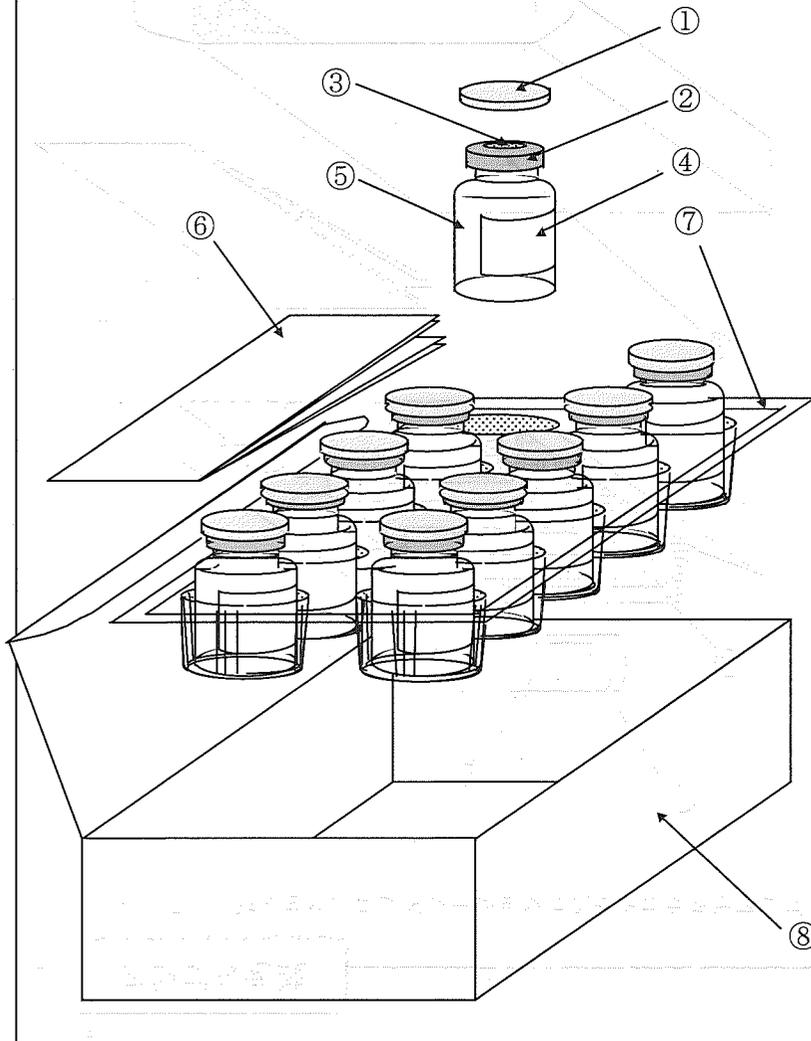
役割名	主たる材質	資源有効利用促進法		表示対応例		材質・素材表示
		表示義務対象有無	表示(推奨)	具体的表示方法		
				個別表示	一括表示	
① アンプル	ガラス	×	○	ガラス	無地の場合ラベルに表示	---
② ラベル	P(紙)	×	---	*1	← ガラス：アンプル	---
③ トレイ	P(紙)	○	◎	紙	無地の場合箱に表示	---
④ 添付文書	P(紙)	×	---	---	---	---
⑤ 箱	P(紙)	○	◎	紙	← 紙 トレイ箱	---

*1 既存の法定表示等が一定面積を占めることによりラベルに表示不可能な場合は、箱に記載。

バイアル包装

改訂：平成21年8月（作成：平成13年4

例：ラベル貼りされ、⑦トレイに入ったガラス製バイアルが、添付文書と共に個装箱に詰められた製品。



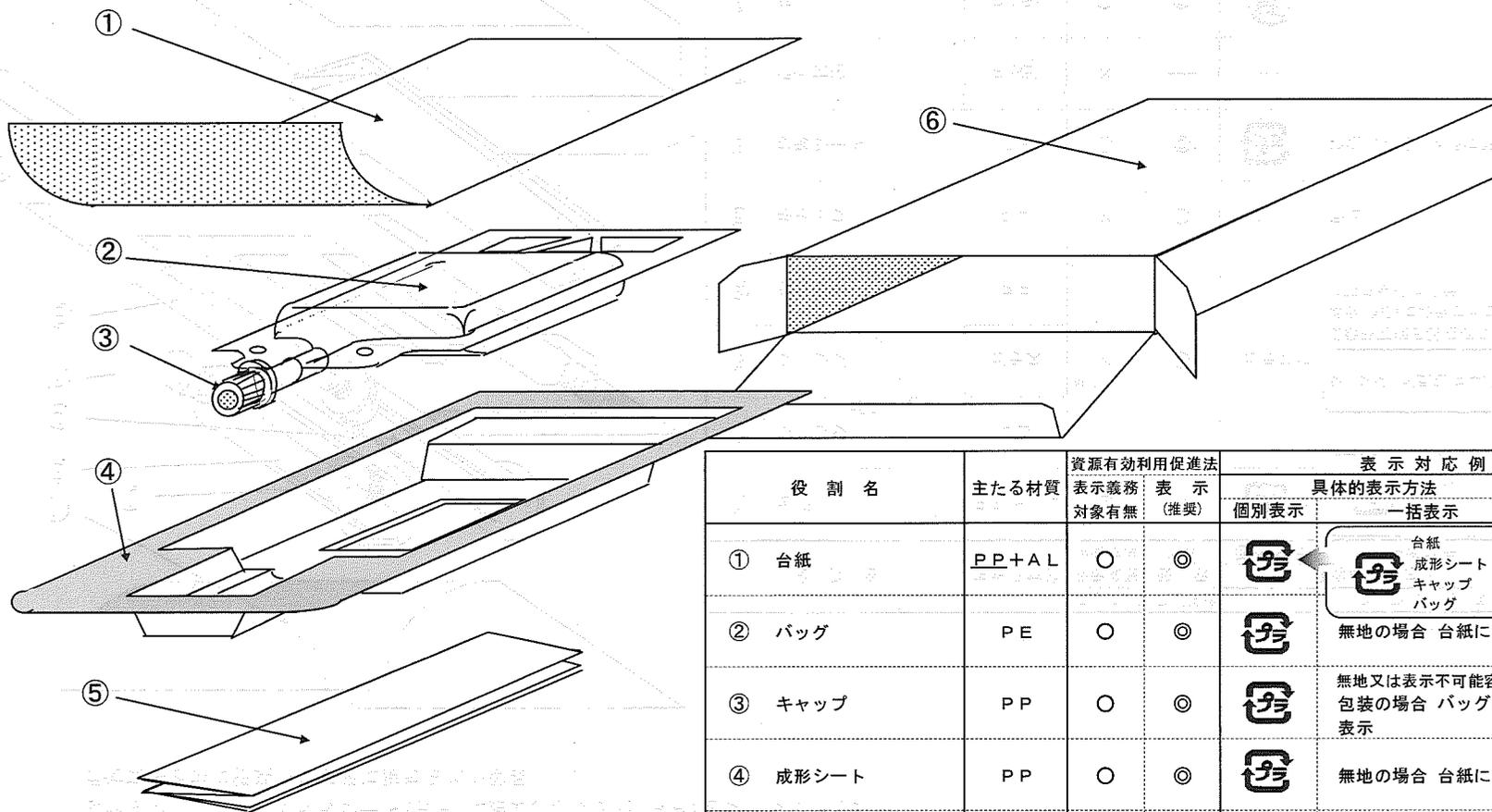
役割名	主たる材質	資源有効利用促進法		表示対応例		
		表示義務 対象有無	表示 (推奨)	具体的表示方法		材質・素材 表示
				個別表示	一括表示	
① キャップ	PP	○	◎		無地又は表示不可能容器 包装の場合 ラベルに 表示	PP
② キャップ	アルミ	×	○	金属	無地又は表示不可能容器 包装の場合 ラベルに 表示	---
③ ゴム栓	ゴム	×	○	ゴム	同上	---
④ ラベル	P(紙)	×	---	*1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> キャップ ゴム：ゴム栓 金属：キャップ ガラス：瓶 </div>	---
⑤ 瓶	ガラス	×	○	ガラス	無地の場合ラベルに表示	---
⑥ 添付文書	P(紙)	×	---	---	---	---
⑦ トレイ	PVC	○	◎		無地の場合箱に表示	PVC
⑧ 箱	P(紙)	○	◎		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> トレイ 紙 箱 </div>	---

* 1 既存の法定表示等が一定面積を占めることによりラベルに表示不可能な場合は、箱に記載。

バッグ包装

改訂：平成21年8月（作成：平成13年4月）

例：②プラスチック製（PP）の輸液バッグを、③成形シート（PP）に詰め、①フタ材（PP）をシールしたものが、添付文書と共に紙製の個装箱に詰められた製品。

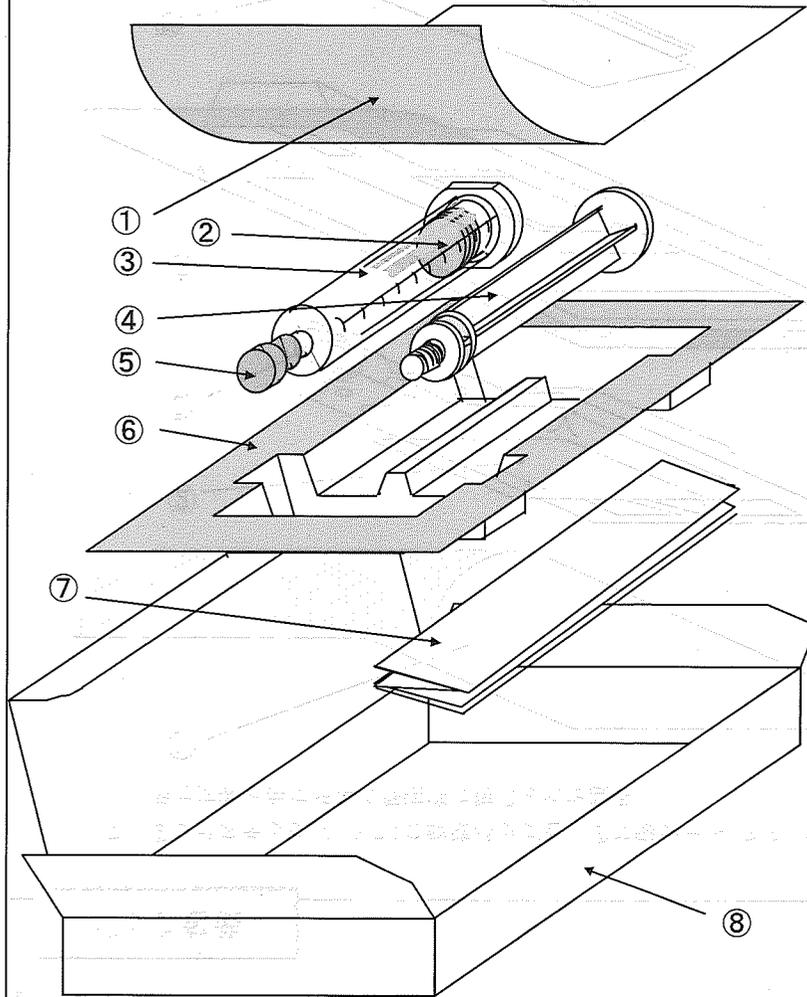


役割名	主たる材質	資源有効利用促進法		表示対応例		材質・素材表示
		表示義務対象有無	表示(推奨)	具体的表示方法		
				個別表示	一括表示	
① 台紙	PP+AL	○	◎		 合紙成形シート キャップ バッグ	PP, 金属
② バッグ	PE	○	◎		無地の場合 台紙に表示	PE
③ キャップ	PP	○	◎		無地又は表示不可能容器包装の場合 バッグに表示	PP
④ 成形シート	PP	○	◎		無地の場合 台紙に表示	PP
⑤ 添付文書	P(紙)	×	---	---		---
⑥ 箱	P(紙)	○	◎			---

シリンジ包装

改訂：平成21年8月（作成：平成13年4月）

例：②～④シリンジを、⑥成形シート（PP）に詰め、①フタ材（PP）をシールしたものが、添付文書と共に紙製の個装箱に詰められた製品。



役割名	主たる材質	資源有効利用促進法		表示対応例		材質・素材表示
		表示義務対象有無	表示(推奨)	具体的表示方法		
				個別表示	一括表示	
① 台紙	PP+AL	○	◎		台紙 成形シート	PP, 金属
② シリンジ ガスケット	ゴム				シリンジ: ガラス, ゴム, PP 表示不可能容器包装の場合、個別に表示すべき内容を台紙に表示	
③ シリンジ 外筒	ガラス	* 1 ×	○			ガラス
④ シリンジ プランジャー	PP					
⑤ キャップ	ゴム	×	○	ゴム	同上	---
⑥ 成形シート	PP	○	◎		無地の場合 台紙に表示	PP
⑦ 添付文書	P(紙)	×	---	---		---
⑧ 箱	P(紙)	○	◎			---

* 1 シリンジとは、②～④の構成で容器包装等と考える。
また、一般的に、各部品を分離廃棄しないものと判断し、重量比にて一番重い素材にて識別対象、対象外の判断を行う。

[参 考 资 料]

容器包装に関する基本的な考え方

平成18年12月1日

環境省

経済産業省

財務省

厚生労働省

農林水産省

1. 趣旨

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第76号）は、平成18年6月15日に公布され、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成18年政令第364号）によって、平成18年12月1日からその一部が施行された。これに伴い、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する「容器包装」の定義が改正されたことから、容器包装に関する基本的な考え方を示すものである。

2. 「容器包装」について

法第2条第1項 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

本法の「容器包装」に該当するか否かは、以下の観点から判断される。

- (1) 「容器」又は「包装」に該当するか
- (2) 「商品の容器及び包装」に該当するか
- (3) 「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか

(1) 「容器」又は「包装」に該当するか

「容器」又は「包装」に該当するか否かは、基本的には社会通念上、「物を入れ、又は包むもの」といえるか否かにより判断される。また、他の部分と一体となって、「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されるもの（栓、ふた、中仕切り等）も「容器」又は「包装」に該当する。「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されているか否かは、他の部分との物理的な一体性や商品を保護又は固定する機能の有無等の観点から判断される。

<該当しないものの具体例>

①物を入れても包んでもいないもの

- ・焼き鳥の串、アイスクャンデーの棒
- ・ラップフィルムの芯、トイレットペーパーの芯
- ・ラベル（飲料等に付されているシュリンクラベル（商品名等を表示している胴巻き）は該当）、ステッカー、シール（キャップシール、ワイン等の金属製シールを含む。）、テープ類（包んでいると認識されるもの及び袋の口を留めている等、ふたの役割をしているものは該当。）
- ・ひも、バンド（ふたの役割をしているものは該当。）
- ・野菜の結束用テープ、靴下の帯状ラベル
- ・釘、ピン、ホチキスの針
- ・飲料用ストロー
- ・弁当のスプーン、割り箸、お手拭き
- ・能書、説明書（容器の一部として商品の保護固定に用いられているものは該当。）
- ・のし紙（包装紙と兼用のものは該当。）
- ・乾燥剤、脱酸素剤、保冷剤
- ・フック（容器の一部として用いられるものは該当。）

②他の部分と物理的に分離されており、他の部分と一体となって「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されているとは解されないもの

- ・にぎり寿司の中仕切り（緑色のプラスチックフィルム）

③商品が抜かれるとバラバラになってしまい、段ボール箱等と一体となって「物を入れ、又は包むもの」の形状を構成しているとは解されないもの

- ・比較的小型の発泡スチロール製又は紙製の緩衝材等で、多数段ボール箱等に詰めることにより商品との空間を埋めるもの

<該当するものの具体例>

①容器の栓、ふた、キャップ、中ふた、シール状のふた等（通常、他の部分と一体となって、商品を保護する機能を有すると考えられることから該当。）

- ・PETボトルのキャップ、ガラスびんの王冠
- ・金属缶のタブ（飲み口部分のもの）、缶詰のタブ（口全体のもの）
- ・カレー粉の缶のふた、贈答用海苔の缶のふた
- ・デコレーションケーキの箱のふた、贈答用紙箱の上ふた
- ・名刺ケースのふた
- ・カップ焼きそばのふた、カップラーメンのふた、プリンのおふた
- ・エアゾール缶のオーバーキャップ、ノズル
- ・ホームサイズシャンプー等に付属するポンプ部分
- ・住宅用洗剤等に付属するトリガー（引き金式のノズル）部分
- ・食パン等の袋の口を留めるための留め具
- ・液状化粧品ボトルの中ふた
- ・テニスボールケースの中ふた
- ・チューブ入り調味料の口のシール
- ・紙パックストロー挿入口のシール

②中仕切り、台紙等（通常、他の部分と一体となって、商品を保護又は固定する機能を有していることから該当。）

- ・菓子用、贈答用箱中の台紙、中仕切り、上げ底、合紙

- ・ 部品用の型枠
 - ・ クレヨンケースの中敷
 - ・ 消臭剤、芳香剤等のケースを組み込んだ台紙
 - ・ 容器に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター、内側の紙
 - ・ 容器に入れられた靴の型くずれを防ぐための紙製又はプラスチック製の詰め物
 - ・ パック等に入ったいちご等の露出面を覆ったフィルム
 - ・ 缶ビール6缶を束ねるケーシング（プラスチック製器具）
 - ・ 食品トレイとともに用いられる吸水シート
 - ・ コンビニエンスストア等で販売される弁当に用いられる透明のプラスチックフィルム
 - ・ バター等の表面を覆った紙製フィルム
 - ・ ブリスターパックの台紙
 - ・ 蒸し饅頭の敷き紙
- ③発泡スチロール製又は紙製の緩衝材等（他の部分との一体性や商品を保護又は固定するための機能の有無等に応じて判断。）
- ・ 立方体状、板状であって、商品を保護又は固定するために段ボール箱等と一体として使用され、「物を入れ、又は包むもの」の形状を構成していると解されるもの
 - ・ シート状であって、商品全体を包むのに要する最低面積の1／2を越えているもの（「物を包むもの」であると解される。）
 - ・ 果物等に使われるネット状のもの（「物を入れ、又は包むもの」であると解される。ネット状の包装については、ネットの空間部分を含む面積を当該包装の面積とする。）

(2) 「商品の容器及び包装」に該当するか

「商品の容器及び包装」、すなわち「商品」を入れ、又は包むための「容器」又は「包装」に該当するか否かは、

- ① 入れられるもの又は包まれるもの（以下「中身」という。）が「商品」であるか否か、
- ② その「容器」又は「包装」が、それと同時に提供される「商品」を入れ、又は包むためのもの（中身の商品と一体性を有するもの）であるか否か

といった観点から判断される。

また、飲料パックのストローの袋など中身が「商品」の一部と解されるものである場合も、「商品の容器及び包装」に該当する。

さらに、中身の商品との一体性を有するものとは、一般的に、その中身の商品を入れるためだけに提供される「容器」又は「包装」であり、例えば、ある中身の商品を入れるために提供されるマイバッグは、そのマイバッグの提供を受けた者により他の中身の商品を入れるために繰り返し使用されるものであるため、その中身の商品との一体性を有するものには該当しない。

なお、改正後の法においては、有償で提供される「容器」又は「包装」であっても、それと同時に購入される商品を入れ、又は包むためのもの、すなわち中身の商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「商品の容器及び包装」に含まれることが明示された。

<該当しないものの具体例>

- ①中身が商品（の一部）でないもの

- ・手紙やダイレクトメールを入れた封筒
 - ・景品、賞品、試供品（表示等により明確に通常の商品と分けられるもの）を入れている、又は包んでいる「容器」又は「包装」
 - ・家庭において物を入れ、又は包むために使用される「容器」又は「包装」
 - ・有価証券（商品券・ビール券等）を入れた袋又は箱
 - ・切符、郵便切手、入場券、テレホンカード等の役務（サービス）の化体した証券を入れる袋
 - ・金融機関等で配布される現金を入れる袋
 - ・クリーニングの袋
 - ・宅配便の「容器」又は「包装」（通信販売において使用される「容器」又は「包装」は該当）
 - ・クレジット会社の会報等を入れた封筒
 - ・ビデオ、CDのレンタルの際に使用される袋
 - ・フィルムのネガを入れた袋
 - ・病院内で提供される薬袋
- ②中身の商品と一体性を有しないもの
- ・かばん、マイバッグ（買い物かごの形状のものを含む。同時に販売する商品を入れるためだけではなく、その容器又は包装の購入者が別に用意したものや別に購入する商品を入れるためのもの）
- <該当するものの具体例>
- ①中身が商品（の一部）であるもの
- ・飲料パックのストローの袋
 - ・弁当のスプーンの袋、割り箸の袋、お手拭きの袋
 - ・能書、説明書、保証書の袋
- ②中身の商品と一体性を有するもの
- ・中身の商品の販売時にその商品を入れるために提供するレジ袋や紙袋等（その販売する商品を入れるために有償で提供するレジ袋や紙袋等も該当）

(3)「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか

「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか否かは、一般的に、

① 中身の商品が費消され、又は中身の商品と分離される場合が想定され、

② その場合に当該商品の購入者にとって当該「容器」又は「包装」が不要になるか否か、

という観点から判断される。

また、不要になるか否かは、持ち運びや保管時の安全、品質保持等に支障を来すか否か等の観点から判断される。

<該当しないものの具体例>

①通常、商品の一部であるため費消又は分離されることが想定されないもの

- ・ボールペンの軸
- ・日本人形のガラスケース、ボトルシップのボトル
- ・硬プラスチック製の植木鉢〔皿を含む〕
- ・紅茶等のティーバッグ

- ・乾燥剤、脱酸素剤、保冷剤を直接入れた個袋
- ・付箋紙の台紙
- ・カレンダーの台紙
- ・消火器
- ・使い捨てライター
- ・レンズ付きフィルムの本体
- ・薬、薬用酒等に添付されている計量カップ
- ・洗剤等に添付されている計量カップ

②通常、持ち運びに支障を来すため分離しても不要にならないもの

- ・コンパクト・ディスク、ミニディスク、カセットテープの紙製又はプラスチック製のケース
- ・楽器、カメラ等のケース
- ・テニスラケットのケース
- ・電動工具のケース
- ・積木箱

③通常、保管時の安全や品質保持等に支障を来すため分離しても不要にならないもの

- ・複数冊のポケット式アルバムをまとめて入れるケース
- ・書籍の外カバー
- ・着物ケース
- ・歯磨きのトラベルセットや化粧品の携帯用ポーチ
- ・ネックレス等の貴金属の保管用ケース
- ・万年筆の保管用ケース
- ・小型家電製品等（シェーバー、ドライヤー等）の収納ケース

<該当するものの具体例>

①通常、商品が費消された場合に不要になるもの

- ・ポケットティッシュの個袋
- ・口紅、マスカラ、スティックのり、スティック状のリップクリームの入れ物
- ・飲料、納豆、プリン、ヨーグルト等のマルチパック
- ・目薬の携帯ケース
- ・キャラクターの形をしたシャンプーの容器
- ・キャラクターの絵が描かれたガラスびん等の容器
- ・コピー、レーザープリンターのトナー容器
- ・インスタントカメラのフィルムカートリッジ
- ・エアゾール缶
- ・防虫剤、脱臭剤の容器
- ・病院外の薬局で処方される薬袋

②通常、商品と分離された場合に不要になるもの

- ・玩具の空箱
- ・苗木等販売用の軟プラスチック製鉢
- ・靴の空箱
- ・家電製品等の空箱
- ・背広カバー

3. 特定容器について

法第2条第2項 この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器（商品の容器自体が有償である場合を含む。）であるものとして主務省令で定めるものをいう。

本法の「特定容器」は「容器包装」のうち主務省令（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第1条及び別表第1）により定められた形状等に該当するものである。

なお、改正後の法においては、有償で提供される「容器」であっても、それと同時に販売される商品を入れるためのもの、すなわち商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「商品の容器」に含まれることが明示された。

「特定容器」が属する容器包装区分に係る「特定分別基準適合物」については、特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の双方に再商品化義務が課せられる。

<該当するものの具体例>

- ・乾電池等のマルチシュリンク
- ・たばこ等のオーバーラップ
- ・ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の集積包装
- ・スーパーマーケット、コンビニエンスストア、百貨店等において商品の販売時に（その商品を入れるために）提供されるレジ袋や紙袋（それ自体が有償である場合を含む。）
- ・エアゾール製品等のシュリンクパック
- ・カップめん等のシュリンクパック
- ・飲料、乳製品等のマルチシュリンク
- ・飲料等に付されている分離不可能なシュリンクラベルで、「容器」の一部として使用されるもの
- ・宅配ピザの宅配に使用される紙製容器
- ・「容器」に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター、内側の紙等
- ・「容器」の中に入れられている靴下に付けられている厚紙及びフック
- ・菓子箱の中で使われている合紙
- ・鮮魚や精肉のトレーに用いられる吸水シート
- ・「容器」の中に入れられ商品を固定している発泡スチロール製の型枠
- ・「容器」の中に入れられ商品を保護しているエアークッション

4. 特定包装について

法第2条第3項 この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。

本法の「特定包装」は「容器包装」のうち「特定容器」以外のものである。

<該当するものの具体例>

- ・デパート等の小売段階で商品を包む包装紙（商品の販売時に（その商品を入れるために）提供される有償の包装紙も該当）
- ・生鮮食料品にトレイと同時に用いられるラップフィルム
- ・ハンバーガー、キャラメル、石鹸等の個包装紙
- ・飴等の個包装に用いられる端をひねってある紙やプラスチックフィルム
- ・コンビニエンスストア等で販売される弁当を包むストレッチフィルム
- ・鉛筆や乾電池等に用いられるスリーブ（両端開放）状のシュリンクパックやストレッチフィルム
- ・板ガム、チョコレートの胴巻き
- ・缶ビール6缶を束ねるスリーブ（両端開放）状の紙
- ・缶詰の紙ラベル（本体容器と分離可能で、缶詰全体を包むのに要する最低面積の1/2を超えるもの。）
- ・家具等の販売の際に使われるエアークッション（容器の中に入れられ商品の保護を目的としているものを除く。）
- ・ペットボトルの分離可能なシュリンクラベル（商品名を表示している胴巻き）

<用語の説明>

- ・シュリンクパック
熱で収縮させたプラスチックフィルムによる容器包装
- ・マルチシュリンク（パック）：
複数商品のシュリンクパック
- ・集積包装
複数商品をシュリンクパック以外の手法で束ねたもの
- ・ストレッチフィルム
手あるいは機械で伸ばし広げて使用されるプラスチックフィルム
- ・合紙
2段3段重ねの商品の間に敷いた紙
- ・分離可能なシュリンクラベル
シュリンクラベルにミシン目を入れる等、消費者が器具等を使用せずに容易に取り外せるもの

5. 「分別基準適合物」について

法第2条第6項 この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第8条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。

本法の「分別基準適合物」は、次の要件を満たすものである。

- (1) 市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物（容器包装が一般廃棄物となったもの）について分別収集をして得られた物のうち、
- (2) 環境省令に規定する分別基準（容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成7年厚生省令第61号）第2条）に適合するものであって、
- (3) 主務省令に規定する保管施設の設置の基準（施行規則第2条）に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する保管施設において保管されているも

のであって、

- (4)「有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物（施行規則第3条）」以外のもの

※施行規則第3条においては、「主として鋼製の容器包装に係る物、主としてアルミニウム製の容器包装に係る物、主として段ボール製の容器包装に係る物及び主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物」が定められている。

6. 「特定分別基準適合物」について

法第2条第7項 この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。

本法の「特定分別基準適合物」とは、主務省令（施行規則第4条）で定める容器包装区分ごとに定められた分別基準適合物をいう。

容器包装区分の分類については、主として何製であるかによることとされており、当該容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも主要なものに分類する。

<具体例>

- ・全体重量が100gの容器包装においてプラスチック部分が60g、紙部分が40gの複合素材（分離不可能）の場合、当該容器包装は重量が100gのプラスチック製容器包装とする。
- ・全体重量が100gの容器包装においてプラスチック部分が30g、紙部分が40g、その他の素材部分が30gの複合素材（分離不可能）の場合、当該容器包装は重量が100gの紙製容器包装とする。

ガイドラインQ & A

I. 識別表示及び材質表示の基本的考え方

Q1

医療用医薬品を対象とした背景は？

「資源の有効な利用の促進に関する法律」では、識別表示の指定表示製品として紙製容器包装及びプラスチック製容器包装が指定されており、該当する容器包装に識別表示を行えばよい。医療用医薬品でもPTP、分包等の製品は、外来患者に渡され家庭で廃棄される場合がありこの場合、識別表示の対象となる容器包装に該当するので本ガイドラインの対象となる。

Q2

識別表示の義務に該当しない容器包装には表示する必要はないが、表示する場合は本ガイドラインを準用するとある。医療用医薬品であっても全ての容器包装に識別表示を実施しないといけないと解釈されないか？

医療機関で廃棄される容器包装には識別表示する義務はないので、全ての医療用医薬品に識別表示が必要とされたことではない。情報提供のため識別表示の義務に該当しない容器包装に表示する場合や、識別表示が一括して表示出来る容器包装が識別表示の義務に該当しない容器包装に限定される場合等を考慮して準用することとしている。

Q3

識別表示対象外の容器包装に識別マークを表示した場合、再商品化の義務はないことを確認したい。

識別表示は「資源の有効な利用の促進に関する法律」による義務表示であり、消費者が容器包装を適正に分別排出できることを目的としている。再商品化義務は容器包装リサイクル法での規定である。従って容器包装リサイクル法での再商品化義務については、行政当局に相談されたい。

Q4

容器包装への材質、素材の表示は、一般消費者が、表示された材質が再利用・リサイクルが可能か否かを判断することが困難なため、不要と考えるが？

事業者の判断に委ねるが、「資源の有効な利用の促進に関する基本方針」（厚生労働省他5省告示第1号、平成13年3月28日付け）で事業者に分別回収を容易にするための材質表示の導入に努めること、また分別回収を促進するため、材質又は成分に関する表示を活用するとともに、その表示について消費者等に対する普及・啓発に努めることが求められていることから、材質、素材表示を行うことについて推奨することとする。

Q 5

ガイドラインの中の「推奨するとは」との表現は「出来れば望ましいが、各社の判断とする」との理解でよいか？あるいは、もう少し強制的な意味合いがあるのか？

出来る限り実施して頂きたいが、各社の判断とするとの理解でよい。

Q 6

当連合会が関与した商品のうち、薬事法で規定する医薬品（但し動物用医薬品は除く）、医薬部外品を主たる対象として検討したとあるが、なぜ動物用医薬品を除いたのか？

本ガイドラインは、日本製薬団体連合会の自主申合わせとしてのガイドラインであり、その加盟団体に関連する製品を主たる対象とした。動物用医薬品に本ガイドラインを準用していただいてもさしつかえないが、該当団体に相談されたい。

2. 識別表示の対象範囲

(1) 対象容器包装

Q 7

識別表示の義務に該当しない、患者さんが家庭に持ち帰ることのない医療用医薬品について具体的にはどのような製品か？

造影剤などが該当する。

Q 8

ガイドラインの事例9～12（アンプル包装、バイアル包装、バッグ包装、シリンジ包装）は医療用医薬品の場合、これらの容器等は患者が自宅に持ち帰ることはなく、家庭系一般廃棄物にはならないため、識別表示の対象外ではないか？

自己注射療法等で（医療）消費者が家庭ゴミとして排出する場合には、識別表示を求められる可能性があると考えますが、用法等を勘案して各事業者で判断されたい。

Q 9

対象となる容器包装に製品の箱が記載されているが、医療用医薬品の場合の箱は家庭系一般廃棄物ではないので識別表示の対象外と考えてよいか？

医療機関で必ず廃棄されるのであれば識別表示の対象外である。

Q10

詰め物、遮光紙は容器包装に該当しないのではないか？

商品の保護又は固定するために使用されていると考えられるものは社会通念上、容器包装と概ね判断されているため、瓶内等への詰め物や遮光紙は対象となる。

Q11

貼付剤のカバーフィルムは容器包装に該当するのではないか？

カバーフィルムは、通常薬剤面の上に置かれており、商品の一部と考えられるので、包装に該当しない。

Q12

ラベルは容器包装に該当しないのではないか？

ラベル等でも瓶、箱等の表面積の50%以上を被っているものは包装に該当し対象となる。ただし、容易に分離できないラベルは当該容器と一体とみなし、対象外となる。

3. 表示項目と表記方法

(1) 識別マークと表示位置

Q13

識別マークの表示位置は見やすい位置にするとあるが、できるだけ大きく表示したいので、他の表示のない箱の底に表示してよいか？

特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（厚生労働省令第3号、平成13年3月28日）で表示を構成する文字及び記号は、容器包装全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ容易に識別できることと規定している。従って事業者の判断で、消費者が容易に識別できる位置と考えるところに表示されたい。

Q14

識別マークは、容器包装全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できる限りにおいて、マークの色、抜き文字、線幅、スリット、フォント等の装飾を施すことは事業者の判断に委ねるとあるが、PTP誤飲防止対策のための「押し出し図柄」のように業界として統一したものを示した方がよいのでは？

容器包装全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ容易に識別できるかぎりにおいては、マークの色、抜き文字、線幅、スリット、文字のフォント等の装飾を施すことは、特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令で認められているので、事業者の判断に委ねることとするが、ガイドラインに添付の識別マークを推奨する。

Q15

プラスチック容器等への刻印は不鮮明となるが、刻印の深さ等の規定はないと判断してよいか？

刻印の深さ等の規定はしないが、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものでなければならない。

(2) 無地の容器包装、表示不可能容器包装の場合

Q16

識別表示が義務づけられていない容器包装（金属製、ガラス製等）の素材についても識別表示することを推奨するとあるが、表示スペースの制約により、義務付けられた容器包装の識別表示しか出来ない場合、義務付けられていない容器包装の識別表示は添付文書に記載した方が望ましいか？

識別表示の義務付けられていない容器包装の識別表示は不要である。

Q17

既存の法定表示等がある一定面積を占めること等により識別表示が出来ない場合には、直接容器包装への識別表示は省略してよいか？

また容器の形状から上下長の関係で印刷では高さ6mm以上、刻印・エンボスでは高さ8mm以上の識別マークが表示出来ない場合、どのように対処するのか？

法的表示の文字サイズ等を規定の範囲内で変更しても、また識別マークを横にするとか工夫しても識別表示が出来ない場合は、直接容器への識別表示は省略できる。ただし、一体容器包装の場合には、個別表示が困難な容器包装を直接包む又は最も近い表示可能な部位に表示する。

Q18

法定で定められた表示が占める面積等により6mm以上の識別マークの表示が困難な場合は、その容器包装への表示は省略してよいとあるが、法定表示の認識判断（文字のポイント数等）は事業者の判断で定めてよいか？

法定表示は法律、通知等で規定された範囲内であれば問題ないといえる。

Q19

識別表示は可能であっても、その表示のために光電管による品質管理ができなくなる場合、どのように対処したらよいか？

事業者で工夫して対処されたい。

(3) 一体容器包装の場合

Q 2 0

一括表示の優先順位はラベル、箱、添付文書の順と考えてよいか？

(内) 外装フィルムのない一般的な包装形態の場合は、一括表示の優先順位はラベル、箱、添付文書の順でよい。

Q 2 1

容器包装に表示出来ない場合は、添付文書の末尾に一括表示することになっているが、添付文書の末尾とは具体的にどの位置を指すのか？

添付文書の記載要領を改訂する予定があるのか？

添付文書の末尾とは、添付文書の記載要領で規定されている表示事項の後でよい。

添付文書の記載要領を改訂する必要はない。

Q 2 2

「同じタイミングで廃棄」の判断目安として、「複数回で服用する分包製品、瓶包装等は、瓶又は分包と箱は同じタイミングで廃棄されると判断できない」とあるが、PTPや分包品は購入後も箱で保管されるのが普通であり、医薬品の場合、添付文書や箱は使用される間は保管されるのが望ましいと考えられるため、同じタイミングで廃棄と判断してよいのではないか？

消費者が判断するのに役立つため、箱にも一括表示した方がよいと考えるが？

識別表示は個々の容器包装に表示することが原則であり、個々の容器包装に識別表示が出来ない場合の表示方法として「同じタイミングで廃棄」する場合が認められている。

複数回で服用する分包製品、瓶包装等は、「同じタイミングで廃棄」とされると最終消費まで識別表示された容器包装が残らないこととなるので、このように規定することとする。従って瓶、又は分包に表示し、更に箱にも一括表示することはかまわない。

Q 2 3

外箱あるいはオーバーラップなどの集積包装で、外箱等集積単位で一般消費者に渡される可能性の少ないものについては、その容器包装の表示は省略してよいか？

集積オーバーラップ(外装フィルム)が無地の場合、箱に外装フィルムについて識別表示することになるが、1個の箱を購入した消費者には、存在しない外装フィルムが箱に表示されていることになる。

消費者に外装フィルムが施された包装で渡される可能性がなければ、識別表示は省略できる。消費者等で混乱が生じる可能性がある場合には、事業者の判断で、対応されたい。

(4) 小型容器包装の場合

Q 2 4

P T Pシートについては、1シートを1単位と考え、シート毎に識別表示をすることが、現実的ではないか？

分割最小単位を1単位と考えた場合、結局表示を省略することになるのではないか。

また一般用医薬品では医療用医薬品と異なり、一般的にP T Pシートと一緒に箱等も消費者に渡される。従って、表示不可能容器包装と同様に、他の容器包装へ一括表示できる場合は一括表示で可とならないのか？

表示が省略できる条件は素材上、構造上その他やむを得ない理由により表示することが不可能な容器包装の場合である。P T Pシートの場合はシート毎に表示することが原則である。消費者がスリットで分割されたP T Pシートの錠剤等を医療機関から投与され、服用後シートを廃棄する場合があるので、分割されたP T Pシート毎に識別表示することが望ましい。

Q 2 5

シート等がスリット又はミシン目等により分割可能な場合は、分割されたシート又は分包単位毎に識別表示することが望ましいとあるが、カレンダーシートで14錠シートの場合、7錠単位で切り離しが可能な場合は、その単位に識別マークが表示されていればよいか？

その通りでよい。

Q 2 6

P T Pシートの裏面に表示した識別マーク（材質表示を含む）がずれて裁断されしまい、分離しているが、一部分と1部分を足し合わせると1個のマークになる場合は、良しとされるか？

消費者が適正に識別出来るように、識別表示されていればよい。

Q 2 7

P T Pシートの裏面に、金属とプラスチックの材質表示をした場合、消費者は台紙とブリスター（ポケット形成プラスチック部）を分離して廃棄する必要ありと認識すると思われるが、P T Pシートを分離することは事実上困難であると思われる。

廃棄の際の考え方を提示願いたい。

P T Pシートは通常複合素材であり、プラスチックの重量が金属より重い場合には、プラスチックの識別マークを表示することになるので、プラスチック容器として分別廃棄される。

Q28

PTPシートに義務づけられている識別表示（推奨するとされている表示事項を除く）は、以下であるとの理解でよいか？

- 1) PTPシートを構成する材質の内、プラスチックよりもアルミ箔の重量が重く、アルミが主たる材質の場合。
 - ・シートには何も表示しなくてよい。
- 2) PTPシートを構成する材質の内、アルミ箔よりもプラスチックの重量比が高く、プラスチックが主たる材質の場合。
 - ・PTPシートの裏面、すなわち、アルミ箔の部分に「プラスチックの識別マーク」のみを表示する。

推奨するとされている表示事項を除けば、その通りである。

Q29

5mL点眼瓶は表示面積が狭く、法的表示以外のことを表示するスペースがない、また、医療用は点眼瓶単位で消費者の手に渡るため、まとめ箱（外箱）に表示しても、分別廃棄の目的を達成できない。このような場合、如何に対処すればよいか？

表示が省略できる条件は素材上、構造上その他やむを得ない理由により表示することが不可能な容器包装の場合である。文字サイズ及びデザイン等を工夫しても、瓶又はラベルに識別表示できない場合は、当局に相談の上対応されたい。

なお患者用遮光携帯袋が添付されている場合は、その袋に一括表示する等の方法が考えられる。

4. 材質表示等の表記方法

Q30

材質表示でプラスチック以外にガラス、金属、段ボールがあるが、ゴムも入るか

その通りである。

Q31

複合材質・素材で材質表示を行う場合、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ではアルミは M、紙は Pという表示になっているが、本ガイドラインも同じと考えてよいか？

本ガイドラインは一般消費者が分別する場合よりわかり易いように、アルミは“金属”、紙は“紙”と表示する。

Q 3 2

一括表示の表記方法について、表示の例が示されているが、識別マークと素材の表示の位置関係については、各事業者の判断に委ねられているのか？

その通りである。

表示例は一例を示したものであり、包装形態等により識別表示が可能なスペースがかなり異なっていると考え、表記方法を特定していない。事業者の判断により、消費者が容易に判断出来るよう表示されたい。

Q 3 3

識別表示が義務づけられていない容器包装(金属製、ガラス製等)の材質についても識別表示することを推奨するとあるが、メーカーの判断で表示・非表示の包装が混在することは避けるように指導するべきではないか？

製薬業界として統一した表示を目指すことを意図したものであるが、様々な包装形態があり、表示スペース等の制約もあり法的にも規制されていないので、強制は出来ないと判断した。

Q 3 4

食品や化粧品のガイドラインと表示方法が異なっており、消費者が混乱する恐れはないか？

全ての表示方法を統一することは困難であることから、「容器包装識別表示等検討委員会報告書(通商産業省 平成12年7月13日付け)」に基づき、各業界毎にガイドラインを作成しており、他の団体と基本的には同じと判断している。本ガイドラインの表示方法であれば、消費者に混乱を生じさせものではないと考えるが、定期的に見直しは必要と考えている。

5. その他

Q 3 5

施行期日を明記設定してもらいたい。

識別表示の義務化は、平成13年4月1日から生じているので、本ガイドラインを遵守の上速やかに実施されたい。なお勧告・命令・罰則等の規定は、平成15年3月31日までに製造された容器包装については猶予される。

Q 3 6

一つの製品が複数の容器包装で構成されていて、個々の容器包装に識別表示が必要となるが、猶予期間内に於いては必ずしも全ての容器包装に識別表示されていなくても、即ち一部の容器包装のみの表示対応であっても容認されたい。製品単位で実施するとなると、切り替えのために莫大な包材を廃棄することとなる。

猶予期間中に於いては識別表示の全くない製品も流通しており、製品の一部の容器包装のみにしか表示されていない製品が流通していても混乱をまねくことはないと思う。

製品単位での識別表示が望ましい。但し事業者の判断で消費者が混乱しないと考えられる方法であればやむを得ない。

Q 3 7

切り替え時に商品個別の対応が必要と考えるが、日薬連からも関係団体へ一括してお知らせを実施してほしい。

医療機関等への切り替えのお知らせは、通常商品包装毎に実施していると理解しているので一括お知らせでは情報提供としては不足であり効果が期待出来ないと考えられる。

Q 3 8

表示、デザイン変更に伴う患者さんへの情報伝達ためのチラシ、カードの製品への添付方法等については、事業者対応とするのか？

その通りである。

以上

容器包装の識別表示ガイドライン Q&A 追補版

1. 識別表示及び材質表示の基本的考え方

Q1

識別表示(マーク)、材質表示について、その利用方法および活用見通しを教えて欲しい。

消費者が分別排出し、分別回収を促進するために情報提供することにある。また、循環型社会形成推進基本法では拡大生産者責任として「モノを作る・販売する人が、そのモノがゴミになった後まで一定の責任を負うこと」この観点から「リサイクル・処理し易いように設計や材質を工夫すること、材質または成分を表示等、適正に循環的な利用が行われることを促進し、必要な措置を講ずる責務がある」となっている。

Q2

説明会等で省令は、平成13年4月1日から施行され平成15年3月31日まで適用が猶予され、それ以後は、識別表示の必要な包装材料で、マークがついていないものは、使用できないと解釈していたが、平成13年3月28日官報 令第二号 第二条 2において「平成15年3月31日までに製造された特定容器包装」は、適用しないとなっているため、その包装材料が3月31日までに製造・入荷したことを入荷記録、包装材料のロット、試験成績書等で証明できれば、在庫品は、最後まで使い切れると解釈しても良いか？

そのとおりである。しかし、2年間の猶予があるので、消費者の分別廃棄性の向上、環境問題に対する企業姿勢を評価されることも考えられることから、在庫調整などを実施して識別表示を積極的に推進されたい。

Q3

OTC 向製品において、外装と内装の表示開始を合わせる、という話をよく聞くが、指針のようなものは出ているか？

個別表示、部分一括表示、一括表示等から内装と外装の表示開始時期を合わせる方が望しいが、必須ではない。また、指針について当連合会では発出していない。(ガイドラインQ&AのQ36参照)

Q4

表示義務品以外を対象外であると認識した。表示義務品以外も表示を推奨されているのか？

廃棄物のリサイクルならびに適正に処理する観点から表示義務品以外のものについても廃棄に対する情報提供することを推奨する。(ガイドラインQ&AのQ5参照)

2. 識別表示の対象範囲

(1) 対象容器包装

Q5

複合素材の容器包装に関して、紙やプラに分類されていない物については表示しなくてよいと経済産業省への問合せで確認したので表示はしていないが、本当に問題ないのか疑問である。

識別表示義務があるのは「紙」「プラ」に分類されるものであり、紙・プラに該当しないものへの表示義務はないが、廃棄物の適正処理の観点から素材・材質表示をして情報提供することを推奨する。

Q6

医療用医薬品等についても実施可能であることを前提に検討したためか、本来対象外の輸液バッグ包装、シリンジ包装など医療用医薬品も事例に載っているが、識別表示の対象外の容器包装への表示はどうすればよいのか？

情報提供のため識別表示の義務に該当しない容器包装に表示する場合は、当ガイドラインを準用されたい。(ガイドライン別紙2の表11・12および別紙3の事例11・12参照)

Q7

吊り具は容器包装に該当しないのではないかと？

該当する。なお、医療機関で廃棄される場合は識別表示の対象外であるが、情報提供のために識別表示する場合は当ガイドラインを準用されたい。(ガイドライン別紙1のNo. 19参照)

Q8

遮光紙は容器包装に該当しないのではないかと？

遮光紙は商品を保護していると考えられるので識別表示の対象である。(ガイドライン7-(4)-1)-④およびガイドラインQ&AのQ10参照)

Q9

- (1) 容易に分離できないラベルは当該容器と一体とみなし、対象外とのことだが、容易に分離できないとは、どの程度を目安とするのか？
- (2) 医療用医薬品の無地チューブ入り外用剤において、フラッグラベルへの表示は必須か？(ラベルは処方時に切り取られる場合が多く、患者へ情報が示されない事もある)

容易に分離できないとは、通常の取り扱いにおいて容易に剥がれない場合が考えられる。

ラベル自体は識別対象になる場合と対象外になる場合があるが、フラッグラベルの場合は表示対象となる。

注)再剥離性ラベル・シュリンクラベル・旗巻きラベル等で容器包装から容易に分離できる場合は識別表示の対象となる。(ガイドライン7-(4)-2)-②参照)

Q10

試供品・見本は、識別表示の対象外であるが、「表示をしなくても良い」なのか「表示をしてはいけない」なのか？

試供品等に関する日本容器包装リサイクル協会の見解は、「識別表示マークを試供品・見本等に付すことにより再商品化義務が生じることはないが、それらが分別回収されたとしても、リサイクル費用の負担者がいないため、再商品化義務の対象外であるものにマークを付すことは望ましくない。但し、外見上、販売されている商品と区別できないものを試供品、見本等と称して無料配布するものは、再商品化義務の対象であり、かつ識別表示も必要である。」となっており、商品と区別ができる試供品等の専用容器包装である場合は、「表示をしなくても良い」と判断される。(ガイドライン4-(2)-2)および7-(4)-2)-③参照)

Q11

ラベルにキャップ、中栓、詰め物、緩衝材等を記載することはおかしい。ラベルまでの表示義務はなくしてほしい。(特例があるにはあるが)

ラベル自体は識別表示の対象になる場合と対象外になる場合がある。無地の容器包装や表示不可能容器包装への個別表示は省略できるが、この場合は、「同じタイミングで廃棄される範囲を考慮して当該容器包装に最も近い表示可能な容器包装に行く」となっており、ラベルに表示する事例が多いと考えられる。なお、ラベルの他により適切な表示が出来る容器包装があれば必ずしもラベルに表示する必要はない。ガイドライン5-(2)、7-(4)-2)-②およびQ&AのQ12・Q20参照)

3. 表示項目と表記方法

(2)無地の容器包装, 表示不可能容器包装の場合

Q12

形状・素材面から技術的に印刷、刻印・エンボスができない容器包装については、当該部位への直接の表示は省略できるものとされているが、それらの制約は申請内容を変更すれば大半は可能と考えられる。技術的な制約の解決についてどこまで検討すればよいか？

表示不可能容器包装の場合は表示を省略できる。但し、一体容器包装の場合は表示不可能容器包装を直接包む又は最も近い表示可能な部位に一括表示する。なお、申請内容変更については当局に相談されたい。

Q13

バイアルのキャップの場合ほとんどラベルに一括表示が必要と思われるがラベルの表示スペースのことは考慮されないのか？

無地又は表示不可能容器包装の場合はラベル等に一括表示しても良いのでデザイン等を工夫して表示されたい。(ガイドライン別紙3の事例10参照)

なお、ラベルデザイン等を工夫しても表示が不可能な場合は、「ガイドライン5-(2)-2表示不可能容器包装への対応」に準じて対応されたい。

Q14

SP 包装品が識別表示義務品に該当しているが、当社の場合、透明なので裏・表の両面に表示が不可能なので困っている。どのように表示すべきか？

表裏が透明＝無地の容器包装と解釈する。無地の容器包装への表示は省略することが可能である。ただし、SP 包装品への直接の表示を省略した場合は、外箱等に一括表示することが必要である。(ガイドライン5-(2)-1参照)。

注:質問の SP 包装材料は、平成 12 年 9 月 19 日 医薬発第 935 号「PTP シート(内袋)の記載事項の取扱い」通知で示されている適用範囲に該当する材料で、通知では「医薬品の内袋である PTP シートに適用する。なお、他の包装形態の内袋であっても本取扱いに準じて必要事項を記載すること」とあるので、SP 包装でもこの医薬発第 935 号に基づいた表示を実施する必要がある。この場合は識別表示も実施可能材料となる。

Q15

無地分包フィルムを使用し、製造番号等を印字している。この場合識別マークも印字すべきと思われるが、機械の改造が必要になる。外箱への一括表示は可能か？

個々の容器包装に表示することが望ましいが、無地の容器包装への表示は省略することが可能である。(製造番号等の印字は印刷工程には含まれない)(ガイドライン5-(2)-1および7-(5)参照)

注:Q14と同じく、平成 12 年 9 月 19 日 医薬発第 935 号に基づいた表示を実施する必要がある。

(3)一体容器包装の場合

Q16

複数回で服用する分包製品、瓶包装等は、瓶又は分包と箱は同じタイミングで廃棄されるとは判断できない(原則として一括表示は不可とする)とあるが、消費者が判断するのに役立つため、一括表示した方がよいと考えるが？

識別表示は個々の容器包装に表示することが原則であり、個々の容器包装に識別表示が出来ない場合の表示方法として「同じタイミングで廃棄」する場合一括表示が認められている。複数回で服用する分包製品、瓶包装等は、「同じタイミングで廃棄」とされると最終消費まで識別表示された容器包装が残らないことになるので、このように規定した。なお、瓶、又は分包に表示し、更に箱にも一括表示することは差し支えない。(ガイドラインQ&AのQ22参照)

Q17

- (1) 容器包装には各社各様の仕様があり全ての具体例を示すのは困難であるが、PTPシートの表示例を示してほしい。
- (2) (10錠×10)100錠包装の事例で、標準的実例表示サンプルを作成して欲しい。

ガイドライン別紙3の事例1を参照のこと。

Q18

- (1) 大容量の消毒剤にはコックを、また噴霧用ポンプが付けてある製品がある。これらは複数の部品、材質からできており、容易に分解できないようにしてある。こういったものはどのような表示が適切であるか判断しかねている。
- (2) キット製品の具体的識別表示方法について明示頂きたい。多種の材質を使用しているキット製品への表示、部品名(役割名)を書いても理解して貰えないのでは。

コック・噴霧用ポンプが容器本体と分離できない場合は、コック・噴霧用ポンプは容器の一部とみなし、複合フィルム等と同様に構成素材のうち最も重量が重たい素材に分別(識別表示)することになる。

- 容器本体が紙、コックがポリエチレンで容器がコックより重たい場合: 紙マーク
- これに材質表示をする場合: 「紙マーク」紙, PE とし、紙に下線を付す

キット製品についても同様であり、分離できない場合は構成部品を一体とみなし、個々の役割名の記載は不要である。分離が可能な容器包装(部品)については、個々の役割名の記載が必要である。(ガイドライン別紙1, 別紙2の表11・12および別紙3の事例11・12参照)

なお、役割名でガイドラインに記載されていない場合は消費者が理解し易い用語で表示されたい。また表示方法が不明な場合は具体例を示し、日薬連 安全性委員会 事務局にお問い合わせ頂きたい。

(4) 小型容器包装の場合

Q19

PTPシートには法定表示等も多いため、識別表示が難しいと考えられる。また、医療機関等から渡されるPTPシートにはオーバーラップ等がないため一括表示もできないと考えられる。どのように対応したらよいか?

識別表示は個々の容器包装に表示することが原則であるため、PTPシートの場合はシート毎に表示することが原則である。また、消費者がスリットで分割されたPTPシートの錠剤等を医療機関から投与され、服用後シートを廃棄する場合があるので、分割されたPTPシート毎に識別表示することが望ましい。(ガイドラインQ&AのQ24参照)

上記の表示が可能となるように表示デザイン等を工夫されたい。表示デザイン等を工夫しても表示が不可能な場合は、「ガイドライン5-(2)-2」表示不可能容器包装への対応」に準じて対応されたい。

Q20

- (1) PTPシートのマーク数を減らしても良いか。(他の表示が読みにくい)
- (2) 各社のバラツキをなくすためのガイドラインと認識しているが、一部のメーカーではPTPシートに1個しか表示していないというウワサもある。あまりこうした事で格差のないよう配慮願いたい。
- (3) 分割されたシート又は分包単位毎に識別表示することが望ましいと記載されているが、望ましいというのは、分割されたシート又は分包単位毎に識別表示すると解釈した方がよいのか?

PTPシートはシート毎に表示することが原則であり、PTPシートに1個の表示でもガイドラインに反しない。ただし、スリット等で分割できるものは分割された状態で消費者に渡り、服用後にシートを廃棄する場合があるので、分割される単位毎(通常2錠単位)に表示すべきである。一方、PTPシートサイズは大小様々であることから分割単位毎に表示することが不可能な場合も予想されたので、「分割されたシート又は分包単位毎に識別表示することが望ましい」とした。(ガイドラインQ&AのQ24参照)

Q21

医薬品の場合、元々安全性の問題から、包装容器にもかなり詳細な注意書き、処方等が印刷されており、ただでさえ読みづらい表示になっていた上に、この度のリサイクル対応のための識別表示の義務が生じ、さらに商品の包装形態が小さくなり、箱の印刷面積も少なくなる傾向にある現状から、全体のバランスを考えた相当の工夫が求められるのではないかと？

たしかに小容量・小型容器包装は表示スペースの関係から非常に難しく、表示内容全体を見直し、工夫する必要があります。先に取り扱い・誤使用防止対策として、バイアル・アンプル入りの経口剤・外用剤には「禁注射」、錠剤・カプセル剤の外用剤には「飲まないこと」、点眼剤に類似した容器の外用剤には「目に入れないこと」、PTPシートには「販売名・規格」等の明記などの通知等で表示が求められている。医薬品は生命に関連する商品としての特殊性があるので、生命・安全性に関する情報提供が優先されることは、当然であるが、循環型社会の形成に向けて、その社会的責任を果たすことも強く求められていることから、識別表示に対しても積極的に取り組み、消費者が分別排出し易いように情報提供するための工夫が必要である。

Q22

一般用医薬品では医療用医薬品と異なり、一般的にPTPシートと一緒に箱等も消費者に渡される。従って、他の容器包装へ一括表示できる場合は一括表示で可としないのか？

識別表示は個々の容器包装に表示することが原則であり、一括表示は無地・表示不可能容器包装で個々の容器包装に識別表示ができない場合の表示方法として「同じタイミングで廃棄」する場合は認められている。複数回で服用するPTPシート、分包品、瓶包装品は、必ずしも箱と同じタイミングで廃棄されるとは限らないので個別表示が必要である。PTPシート等に表示し、更に箱にも一括表示することはかまわない。(ガイドライン 5- (8) およびガイドライン Q & A の Q22 参照)

Q23

1包6錠(1錠7.5mm)を製品名のみ表示したラミネート資材で連続ヒートシール分包(切取ミシン目入り)について、この1区割り(1包)ごとに識別表示表示をしなければならないか？

分割可能な場合は、分割して廃棄されることが多いと予想されることから分割される単位毎に表示することが望ましい。(ガイドライン 5- (1) - 3) - ②参照)

Q24

(1) マークの高さは6mm以上と決められていますが、表示可能部の高さが6mmより小さい場合、特例としてマーク高さを6mmより小さくしても良いか。

(2) 小容量容器などでは表示スペースが限られており、識別表示が困難である。表示サイズ(マーク:6mm, 印字:6ポイント)を再検討して欲しい。(6mm, 6ポイントより小さくして欲しい。)

今回の識別表示は医薬品だけに義務づけられたものではなく、全ての商品の容器包装が対象となっており、消費者が容易に識別できる大きさに設定されている。識別マークの大きさ及び文字のポイント数は法律で規定されているので遵守されたい。なお、線の太さ変更などの装飾は認められている。(ガイドライン 5- (1) およびガイドラインに添付の官報参照)

4. 材質表示の表記方法

Q25

アイオノマー、熱可塑性エラストマーなどの材質表示はどのようにすればよいのか？

アイオノマーにはプラスチック、ゴムおよびフッ素樹脂膜などがあるが、プラスチックに属するアイオノマーはエチレンと不飽和カルボン酸(アクリル酸、メタクリル酸)の共重合体の金属塩であり、アクリル酸、メタクリル酸、多価金属イオン等は添加剤と判断し、主たる材質の PE を表示することでよい。熱可塑性エラストマーも同様に、ポリスチレン系、ポリオレフィン系等があるが、軟質層のポリブタジェン、ポリイソプレンは添加剤と判断し、硬質層の材質(主たる材質)であるポリスチレン、ポリエチレン・ポリプロピレン等をそれぞれ表示することでよい。

Q26

(1)セロハンの表示を紙とするか？

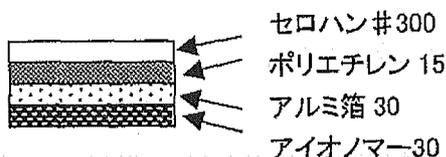
(2)ヒートシールに使用している複合フィルムの主素材が「セロハン」である場合の表記方法は？

セロハンには紙でもプラスチックでもない。表示する場合は、ゴム、金属などと同様に「セロハン」とする。〔セロハンは、包装関係者では「PT」の略称が使用されることがあるが、プラスチックの PVC、PP 等の略称よりもさらに一般的ではない。〕なお、プラスチックの材質以外は略称を使用しない。

(2)の場合では識別マークの表示はしない。材質表示をする場合は、PEも構成材質に含まれていると思われるので「セロハン、PE」になる。

Q27

現在、使用されているストリップ包装用 アルミ箔 の材質構成は次の通りである。



アルミ箔の重量が51%以上の為、プラスチックの識別マークの表示は、容器包装リサイクル法では、表示しなくて良いが、アルミ箔の重量が50%以下の物が主流の状況下(プラスチックの識別マークの表示が入った物が主流)において一般消費者の外来患者は表示が無い事に対して疑問に感じるのではないかとガイドラインQ&AのQ28において類似した質問があるが、推奨するとされている表示事項について、具体的に教えて欲しい。(例:識別表示は外して材質・素材 表示だけ行って良いか?)

推奨している表示事項を除けば、表示はしなくて良い。しかし、消費者の疑問への対応、混乱を避けるために素材・材質の表示を推奨する。(ガイドライン別紙3の事例1参照)

このときの表示は以下の方法が考えられる。なお、一括表示する場合は、役割名及び素材名(紙・プラスチック以外の素材が使用されている場合)の記載が必要である。

金属, PE or 金属, PE, セロハン

〔他の表示と区分するため、これらを枠で囲むことも一つの方法である。〕

注)アイオノマーはエチレンとアクリル酸またはメタクリル酸等とのコポリマーに多価金属イオンを作用させて得られるポリマーですが、アクリル酸、メタクリル酸、多価金属イオン等は添加剤と判断し、主たる材質の PE を表示する。

Q28

複合素材の場合、

- ① アルミ箔の重量が50%以上の場合、次のようにと表示しても良いか？



金属, PE

アルミ箔が50%以上なので、区分上は「プラ」ではなく「金属」になり、金属に「プラ」マークは表示できない。
Q27と同様にマークは表示せず、「金属, ○○○」の素材・材質表示を推奨する。

Q29

複合素材の場合、

- ② アルミ箔の重量が50%以下の場合でも、アルミ箔が主要な材質の場合、次のように(金属の下に下線を付す)表示しても問題ないか？



金属, PE

複合材料の分別基準は素材ごとの重量比で対象か対象外かを判断する必要がある。
材質構成によっては、次のような表示もあり得ると考える。

例1: 重量比がPE(35%), アルミ箔(45%), PET(20%)の場合は、識別区分はPE+PET=55%でアルミよりプラスチックの重量が重いため、識別表示は「プラ」になり、識別マークと素材・材質表示は、一括表示の場合、



袋: 金属, PE 又は、袋: 金属, PE, PET

になる。

注)1. 左側は材質を2つ表示した場合、右側は材質を3つ表示した場合であるが、このような場合は、「プラ」に分別する理由を分かり易くするため、プラスチックの材質を複数表示した右側の表示が望ましい。

2. 上記の材質構成のPETがセロハンまたは紙の場合は、分別は金属になる。

例2: 重量比が紙・PE・アルミの順番からなる袋の素材・材質表示を重量の順番に2つ表示する場合は、一括表示の場合、



袋: 紙, PE

になるが、外見上はPEよりアルミが目立つので、消費者の混乱を避けるために、重量比では3番目のアルミを表示し



袋: 紙, 金属

と表示することも考えられる。

Q30

スプレー剤など複合材(プラスチック+金属)でプラマークを付しているが、リサイクルの妨げにならないでしょうか？

複合材料の分別基準は素材ごとの重量比で「プラ」「紙」等、何に該当するかを判断する必要がある。金属よりプラスチックの重量が重たい場合は、「プラ」マークでよい。

実際の廃棄物処理、リサイクルは自治体によって取扱いが異なるため、画一的にリサイクルの可否についての定義はできない。ガイドラインに沿った識別表示を実施されたい。

Q31

注射剤アンプルのトレイに使用しているカルプと言う材質(構成はタルク:PP:PE で重量比は50:45:5)です。表示はプラでよいか？

Q27のアイオノマーと同様にタルクは添加剤と判断し、主たる素材は「プラ(PP, PE)」でよい。

一括表示で材質表示をする場合は、次のようになる。



トレイ:PP, PE

注)一括表示と考えられるので、役割名の表示も必要である。

Q32

錠剤のSP包装で主素材がサーリン、その他アルミ、PE、セロハンを含んでいる場合の材質表示はどのようにすれば良いか？

サーリンは、Q25に記載しているアイオノマーレジンの商品名であるので、プラスチック(アイオノマー+PE)の重量と金属(アルミ)、セロハンの重量比から「プラ」の識別表示になる。

材質表示をする場合は、次のような表示になる。

ガイドラインでは、「複合素材・材質の表記は2つ以上を表記し、……」となっているので消費者が混乱ないように配慮[識別区分の判断および外見上で目立つものの表記を優先する]して表示する範囲(素材・材質数)を定めること。



PE, 金属

Q33

複合素材で、例えばアルミとプラスチックの重量が同一の場合、素材はなにになるか[プラスチックの複合素材A・Bの割合が50%、50%の場合、主体はどちらと考えて表示したらよいか？]

構成素材が同量の場合の分別基準は、容器包装リサイクル法では明記されていないが、法律の意図するところから廃棄処理・リサイクルの容易性、廃棄に際しての環境への負荷を小さくすることを考慮して分別(表示)すべきと考える。アルミとプラスチックの複合材の場合、アルミとしてリサイクルすることはできないのでプラマークを表示し、プラスチックに分別すべきと考えるが、事業者の判断に委ねる。

5. その他

Q34

- (1) 役割名の呼び方が消費者にわかりにくい場合、例えば「緩衝材」は医療関係者に分かるものかどうか心配です。
- (2) 計量コップが袋でなくフィルムで包んでいる形態をとっており、このフィルムを示す記載がガイドラインになかった為、「コップフィルム」という表記を用いた。
- (3) プラスチック製の四角形容器を箱と表現したが違和感があった。(箱以外に適切な表現が見当たらない)

役割名一覧表にすべての容器包装が網羅できている訳ではない。一覧表にない容器包装の場合は、ガイドラインの役割名に準じて消費者が分かり易い役割名を表示されたい。(ガイドライン別紙1のNo. 4・11・18・23参照)

Q35

- (1) 日本製薬団体連合会(日薬連)を訪問し、指導して戴く事が可能か?
- (2) 今後、質問したいことがある場合は、どうしたらよいか?

質問等がある場合は具体例を示し、日薬連 安全性委員会 事務局にお問い合わせ下さい。

以上

ガイドライン作成（改訂）担当者

（五十音順）

上森 政和（ツムラ）	市野 充（丸石製薬）
大澤 総弘（藤永製薬）	大西 由明（塩野義製薬）
河越 利明（ゼリア新薬工業）	河戸 道昌（大塚製薬）
川俣 知己（日新製薬）	小林 智（第一三共）
杉本 学（三和化学）	鈴木 専二（日薬連）
多々良 一郎（アステラス製薬）	道見 茂樹（全薬工業）
徳永 大輔（日薬連）	錦見 端（ファイザー）
真鍋 道德（ニプロファーマ）	吉儀 尚浩（大正製薬）
若林 健一（小林製薬）	渡邊 好一郎（興和新薬）

目次 (目録) 掲載ページ～頁

(目録)

製剤法(Ⅰ) 第1章	(序文)	記號	第1章
製剤法(Ⅱ) 第2章	(序文)	記號	第2章
製剤法(Ⅲ) 第3章	(序文)	記號	第3章
製剤法(Ⅳ) 第4章	(序文)	記號	第4章
製剤法(Ⅴ) 第5章	(序文)	記號	第5章
製剤法(Ⅵ) 第6章	(序文)	記號	第6章
製剤法(Ⅶ) 第7章	(序文)	記號	第7章
製剤法(Ⅷ) 第8章	(序文)	記號	第8章
製剤法(Ⅸ) 第9章	(序文)	記號	第9章
製剤法(Ⅹ) 第10章	(序文)	記號	第10章

本書の内容を無断で複写・転載することを禁じます。

医薬品等の容器包装の識別表示ガイドライン (改訂版)

平成 13 年 4 月 23 日 発行 (会員資料)

平成 21 年 8 月 10 日 改訂 (会員資料)

編 集 日本製薬団体連合会

安全性委員会

包装問題等検討部会

発 行 日本製薬団体連合会

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町 3-4-18

電話 (03) 3270-0581

印 刷 中和印刷株式会社